

令和7年6月24日
教 育 環 境 課

学校施設に係る標準設計仕様書の改訂について

1 主旨

区では、学校施設の適正な機能・規模等を確保するため、教育委員会が標準設計仕様書を定め、学校間における質的な格差が生じることのないよう、設計の基本方針等を示している。

一方で、近年の法令改正、新素材の開発、関係所管の新たな方針や取組みの進展など、学校施設を取り巻く状況は大きく変化している。これらの状況を的確に捉え、将来を見据えた必要な学習環境や施設規模を確保することが求められている。

また、公共施設等総合管理計画に基づく年間3校の施設更新を見据え、単に設計の標準的な仕様を示すにとどまらず、全体の流れを明確化し、各段階で留意すべき事項を体系的に整理する必要がある。

こうした状況を踏まえ、学校施設の改築における標準設計仕様書を見直し、「学校改築ガイドライン」を取りまとめたので報告する。

2 主な改訂内容

【第1章 指針・方針】

- ・ 将来を見据え、学校施設の規模や機能を明確にし、必要な規模を確保する。
- ・ 多様な学び方などに柔軟に活用できる空間づくりを進める。
- ・ 改築までの各段階において地域や子どもの意見を聴く機会を明確に位置付ける。
- ・ 諸室配置のゾーンニングやタイムシェアの考え方を示し、新BOPや地域利用における共用化を促進する。

【第2章 施設及び主要な室の水準】

- ・ 暑熱対策（庇の設置、空調能力の向上、教室の柔軟な配置など）
- ・ 環境対策（Nearly ZEBの達成、木材利用など）
- ・ 災害対策（防災倉庫の拡大、体育館への電源自立型GHPの導入、水害対策など）
- ・ その他（体育館床の競技用シート導入検討、人工芝等の検討、仮設校舎の抑制など）

3 今後のスケジュール（予定）

令和7年6月 文教常任委員会

学校改築ガイドライン



ビー フレキシブル
～Be flexible
みんな集まる学校づくり～



令和7年6月改訂版
世田谷区教育委員会

目次

はじめに

第1章 指針・方針

1. 改訂の主旨、背景、目的
2. 基本方針
3. ゾーンと配置の考え方
4. 共用部の考え方
5. 施設規模（総床面積）と各室標準面積

第2章 施設及び主要な室の水準

1. 施設の水準
2. 主要な室の水準

はじめに

近年、教育環境を取り巻く状況は急速に変化しており、子どもたちが安全・安心かつ快適に学べる学びの場づくりには、より柔軟かつ迅速な対応が求められています。とりわけ、老朽化が進む学校施設の改築においては、地域や学校ごとの実情に応じた特色ある学校づくりとしながらも、確実に竣工までたどり着ける計画性と、目安とする一定の指針の両立が不可欠です。

こうした背景を踏まえ、本書では、従来の「学校施設の標準設計仕様基準」を抜本的に見直し、「学校改築ガイドライン」として改定を行いました。名称を「ガイドライン」としたのは、単に設計の標準的な仕様を示すにとどまらず、世田谷らしい参加型の計画づくりを実現できるよう、全体の流れを明確化し、各段階で留意すべき事項を体系的に整理した実践的な指針とするためです。

本ガイドラインでは、最新の教育課題や技術動向を的確に反映することを重視し、学びの多様化への対応、人口動態の変化、自然災害や気候変動への対応など、新たな教育環境に対応した施設整備について、整理すべき事項を明示しています。その上で、個別の学校における必要な機能については、各学校の改築計画において具体的に検討していくこととし、柔軟な対応を可能としています。

また、学校は子どもたちのための場であるという基本に立ち返り、構想段階において子ども自身の意見を適切に反映する機会を確保することや、保護者・地域住民等の意見を聴くなど、参加の機会を設けることを必須の要件としました。

学校ごとに聴いた意見のうち広く区内で実践すべき取組みは、本ガイドラインに反映していきます。

今後も新たな学びの潮流や新素材等の開発状況に対応できるよう、随時見直しを図ることで、良好で特色ある学校施設整備を進めてまいります。

本ガイドラインが、学校改築事業の着実な推進と、次代を担う子どもたちにふさわしい教育環境の整備に寄与することを願っています。

第1章 指針・方針

1. 改訂の主旨、背景、目的

(1) 主旨

世田谷区の学校改築においては、学校施設に求められる適正な機能・規模・水準を整理・確保するため、教育委員会が具体的な設計指針として標準設計仕様書を定め、保有すべき一定の水準を示すことにより、学校間における質的な格差が生じないようにしている。

今後多くの学校施設の改築を進めるにあたって、これまで10年間の法令等の改正や教育環境の変化、新素材等の開発状況、関係所管の新たな方針や取り組み等をつぶさに捉え、将来を見据えながら、必要な学習環境や規模を確保するため、標準設計仕様書を改訂する。

本書の記載内容は、多岐に渡り、新たな取り組みも多く、全校での一斉整備を前提にした導入が難しい内容があるため、主に改築の機会を捉えて整備することとしている。

(2) 背景

世田谷区の学校施設は、昭和30～40年代に建設されたものが多く老朽化が進んでいる。区教育委員会は、平成18年3月「新たな学校施設整備基本方針」をまとめ、安全安心、環境、文化、景観、ユニバーサルデザインなどこれからの地域社会づくりに必要な施設整備に取り組んできた。

また、平成18年8月には「標準設計指針・標準仕様書」を定め、年2校の学校改築を効率的・効果的に実現させるための具体的な設計指針とした。

平成26年3月「新たな学校施設整備基本方針（第2次）」を策定し、「標準設計指針・標準仕様書」についても内容の見直しを行い、名称を「標準設計仕様書」と変更した。

令和6年3月「世田谷区教育振興基本計画」を策定し、『幸せな未来をデザインし、想像する世田谷の教育』を目標に掲げ、「多様な個性のある子どもたちが生き生き過ごせる環境整備」や「多彩な活動場所となるよう、居心地のよい居場所づくり」など、これまでの学習環境にとらわれない、施設整備を推進することとした。

同じく令和6年3月「世田谷区公共施設等総合管理計画一部改訂（第2期）」により、年3校改築を基本とし、環境への配慮や自然災害への対応、複合化を推進することとした。

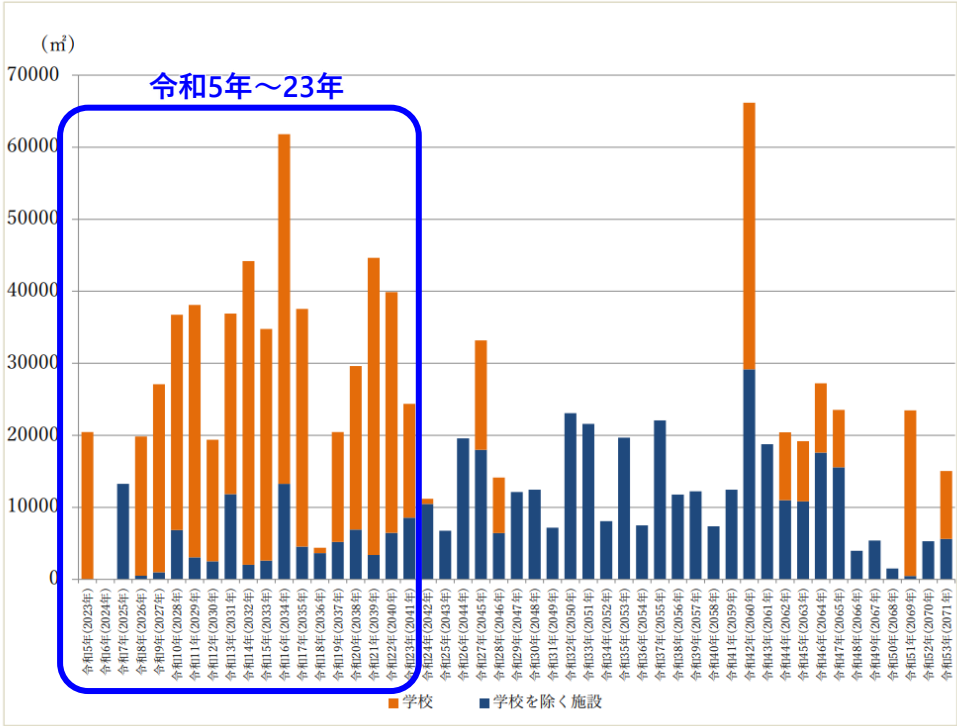
近年は、35人学級化、特別支援学級、不登校対策、新BOP、防災機能など、学校施設へのニーズは多岐に渡り増加しているとともに、大規模開発や改築校への入学率の上昇などから、一部の区立学校では児童・生徒数が増加し、指定校変更制限や増築等が生じている。

一方で、全国的に児童・生徒数が減少に転じており、世田谷区においても中長期的には児童・生徒数の減少が想定される。

こうした現状だけではなく、インクルーシブ教育や教育DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進など、未来の教育環境や社会状況の変化等にも柔軟に対応できる施設整備を進める必要がある。

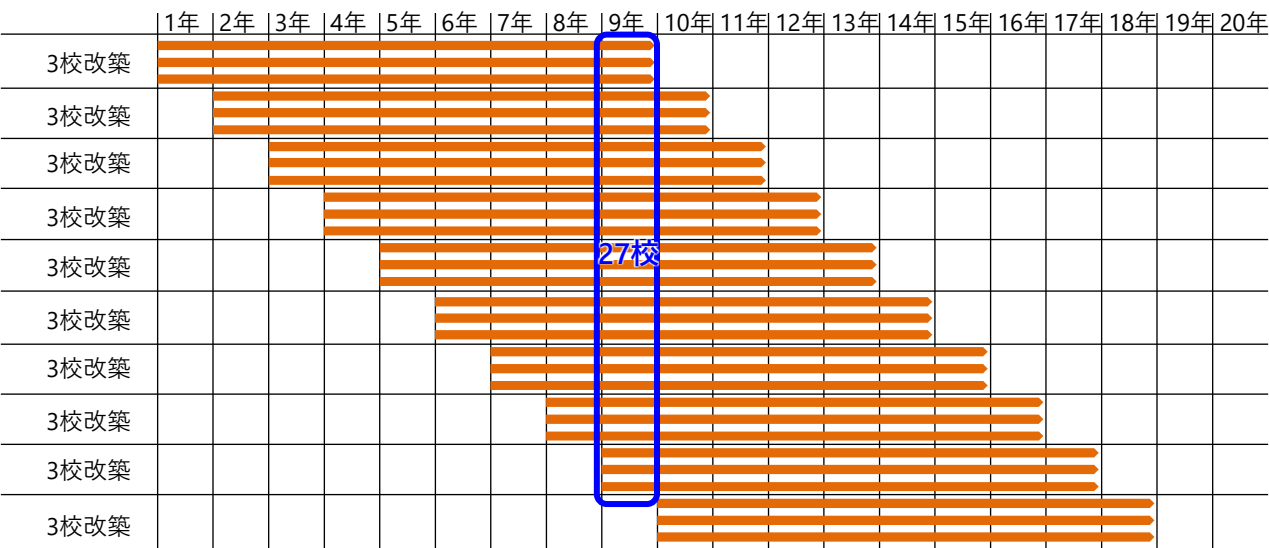
世田谷区の公共施設は順次築65年の改築時期を迎え、その多くは学校施設であり、今後令和23年頃までの間改築のピークが継続する。そのため、多くの学校改築事業を円滑かつ着実に進める必要がある。

■ 今後築65年を迎える施設の延床面積



「世田谷区公共施設等総合管理計画 一部改訂（第 2 期）（令和 6 年度～令和 18 年度）」より抜粋
3校改築を毎年進めると、9年目には27校の改築事業が同時進行となる可能性がある。

■ 学校改築事業数シミュレーション（年 3 校の改築を進めた場合）



標準仕様を明確化することにより、一定水準以上の学校施設を確保する。また、関係所管・学校との調整や設計業務等の効率化を図る。

第1章 指針・方針

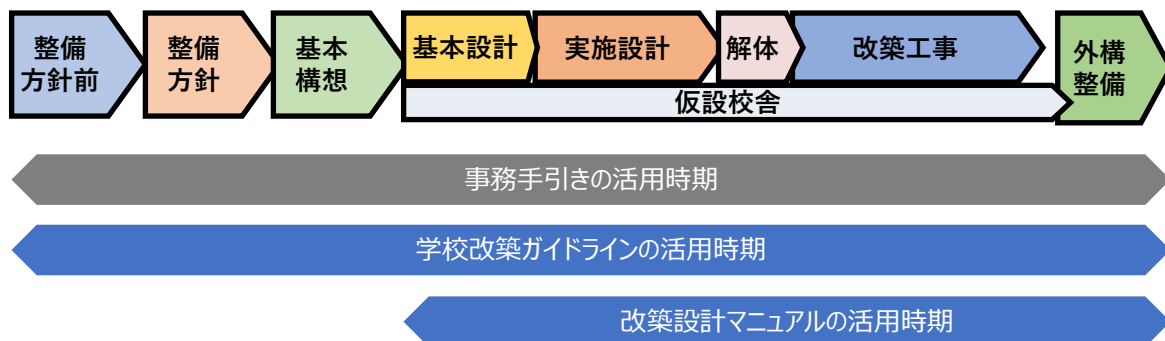
「学校改築ガイドライン」は、設計者・区職員・施設利用者（教職員等）を対象としており、設計前から活用することで、事前に学校等との相互理解を深め、調整等の円滑化に資することを目指している。

この他、設計者を主な対象とした「改築設計マニュアル」、区職員を主な対象とした「事務手引き」等がある。

■各図書の主な対象者や記載内容の整理

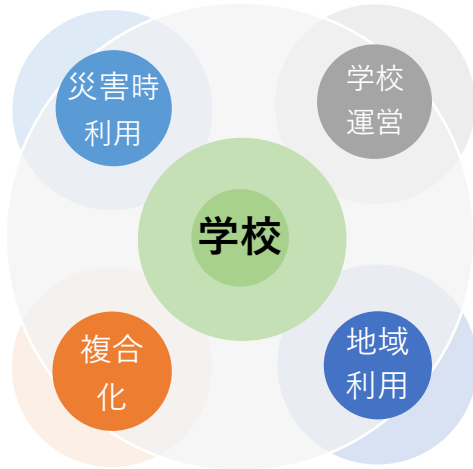
	学校改築ガイドライン	改築設計マニュアル	事務手引き
作成者	教育委員会	施設営繕担当部	教育委員会
主な対象者	施設利用者（教職員等） + 区職員、設計者 等	設計者 + 区職員 等	区職員
主な記載内容	・基本方針 ・ゾーニングや配置の考え方 ・床面積の考え方 ・施設及び各室の水準等	・建築計画 ・電気設備計画 ・機械設備計画 ・各室計画等	・学校改築事業の進め方 ・関係者と役割 ・スケジュール、タスク等

■各図書の想定活用時期



(3) 目的

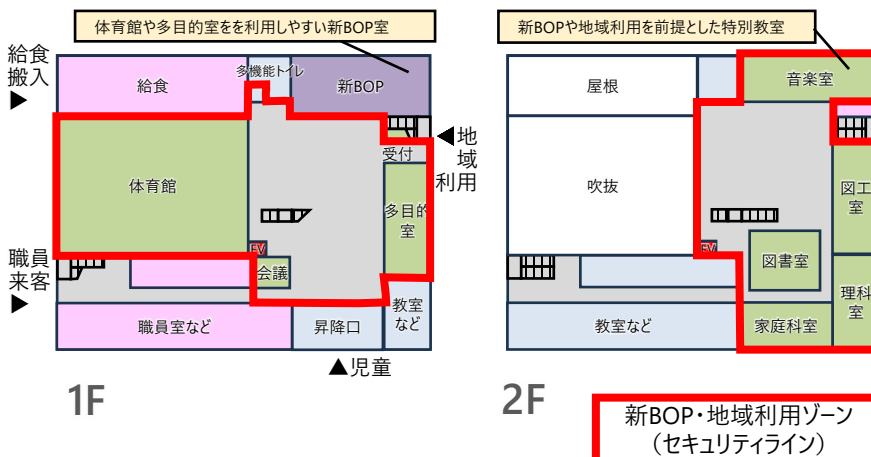
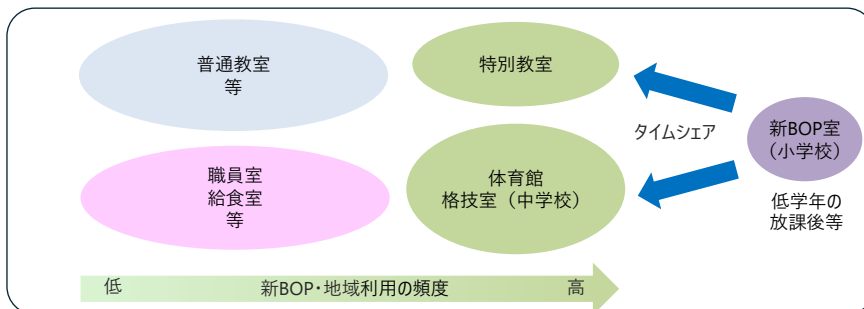
- ①近年の学校機能は多様化しているが、学習環境の質の向上を第一に、災害対策機能や地域利用など、将来も見据え、学校施設に求められる規模や機能を明らかにし、必要な施設整備を推進する。



学校機能の多様化イメージ

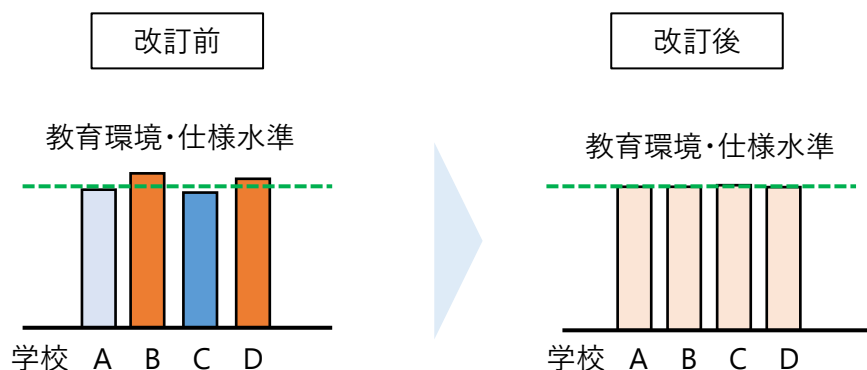
- ②諸室配置のゾーニングやタイムシェアの考え方を示し、新BOPや地域利用における、諸室の共用化を促進する。

【P14：ゾーンと配置の考え方 参照】



- ③学校施設の各室面積の基準を明確にするとともに、仕様の基本水準を示すことにより以下の効果が期待できる。

効果1：各学校ごとの諸条件による教育環境や仕様水準の差異が最小限となる。



効果2：これまでの関係各署・学校関係者・設計事務所との調整業務の効率化により、区担当者の負荷が軽減され、多数の改築事業の円滑化につながる。



- ④建物規模の上限等を明らかにし、過大設計を抑制し、適正規模を確保するとともに、コストコントロールやファシリティマネジメントにつなげる。（面積については、P15,16参照）

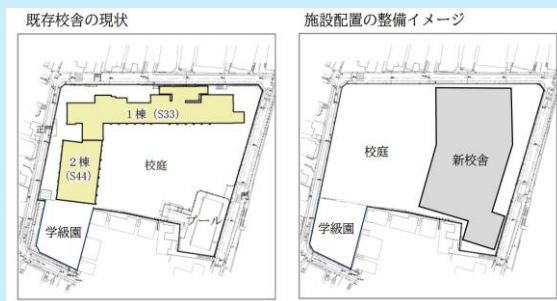
2. 基本方針

(1) 改築までの各段階で留意すべきこと

STEP 1 整備方針

- 対象校は、公共施設等総合管理計画にて公表する。
- 諸条件を整理し、必要規模、長寿命化など、改築計画の方向性を庁内で検討する。
- 他の公共施設との複合化を行う場合は、担当部署による政策決定に基づいて検討する。

整備方針における配置検討の例（八幡小学校）



STEP 2 基本構想

- 地域代表を含む検討委員会を開催する。
- 児童・生徒ワークショップ、アンケート（児童、生徒、保護者、教職員、地域住民等）、中間説明会を実施し、意見を反映する。



- 学校の沿革、地域コミュニティの特性、最新の教育課題、技術動向（ICT・省エネ等）、地域に求められる機能などを踏まえ、学校ごとに特色あるテーマやコンセプトを設定する。
- 建物配置やゾーニングを決定する。
- 基本構想説明会を開催し、意見を基本設計に反映する。

アンケート・住民説明会の意見例（池之上小学校）

- ・現校舎の松の木を残してほしい。
- ・サザエさんのモザイク壁は残してほしい。
- ・プールサイドに屋根がほしい。
- ・楽しくなるような図書室の設計。
- ・画一的な建物ではなく、地域のランドマークとなり児童が誇りを持てるような建築を希望。

生徒ワークショップのテーマ・意見例（奥沢中学校）

奥沢中学校の良い所や残したい所を考えよう！

- ・学年全体で仲が良い。
- ・図書館が落ち着く。

奥沢中学校の悪い所や直したい所を考えよう！

- ・特別支援学級がない。
- ・校舎が複雑で分かりにくい。

新しい学校はどういうつくりが良いか考えよう！

- ・自習スペースがほしい。
- ・座れたり集まれる場所がほしい。

学校と地域とのつながりについて考えよう！

- ・花を植える場所がほしい。
- ・地域の人が使うための駐輪場がほしい。

STEP 3 基本設計

- 基本構想における意見を踏まえ、平面図、立面図、工事計画、概算金額等を決定する。

・地域住民を対象とした基本設計中間報告会、基本設計報告会を開催

・計画概要はホームページ等で周知し、意見を募る
→設計内容に意見を反映



池之上小学校 基本設計イメージ

奥沢中学校 基本設計イメージ



STEP 4 実施設計

- 基本構想・基本設計における意見を踏まえ、建築・電気・機械の詳細設計を行う。
- 家具、建具、材料、数量等を決定する。
- 工事費用を積算する。

必要に応じ各種条例等の説明会を実施し、可能な限り意見を反映する

池之上小学校の施工例



シンボルツリーの移植

サザエさん壁画の移設



南側の歩道に保存されたサザエさんモザイク壁画

STEP 5 改築工事

- 実施設計に基づき、解体工事、新校舎建設工事、外構・校庭整備工事等を行う。

解体工事説明会、改築工事説明会等を開催し、施工計画等に反映する

瀬田小学校の施工例

設計コンセプトは「まなびの森」

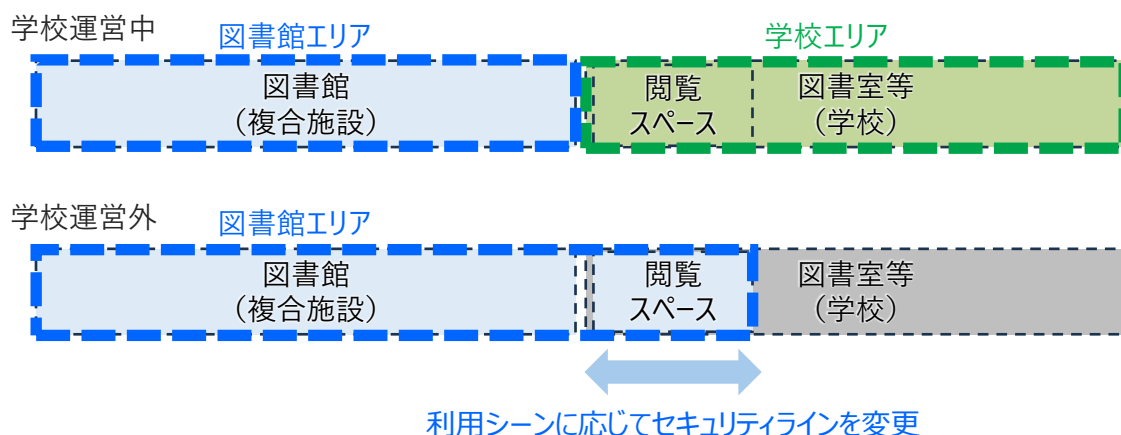
子どもたちが木に親しめるよう工夫された内装



（２）改築等の基本的な考え方

- ・年３校改築を基本として計画的に進める。
- ・同じ学校の各棟は（築年数が浅く更新を要さない棟を除き）同時に更新する「棟別全棟整備」を基本とする。
- ・長寿命化改修が可能なものについて、築 65 年よりさらに 30 年程度使用する。
- ・将来に向けた機能の転用や、地域利用の推進を見据えた設計により、柔軟性のある整備を行う。
- ・他の公共施設との合築による複合化やスペースの共有化を図るとともに、空き時間の有効活用を徹底する。複合化する場合は、機能的・効率的な配置により施設規模（延床面積）の適正化に努めるとともに、学校教育の場としての機能を確保したうえで、安全性（セキュリティ）等に十分に配慮する。

図表 8：複合化施設と学校のスペース共用の考え方（図書館の例）



（３）多様な教育活動の展開に対応するための施設の整備

各学校や地域の特色を生かした魅力や個性のある学校づくりを進め、新たな学びや学習の潮流に柔軟に対応可能な施設の整備について検討を進める。

（４）地域コミュニティの核としての役割を担う施設の整備

学校と地域の連携を進めるとともに、運動場、体育館、特別教室の地域利用が柔軟にできる施設、設備を整備し、地域利用に積極的な役割を果たしていく。

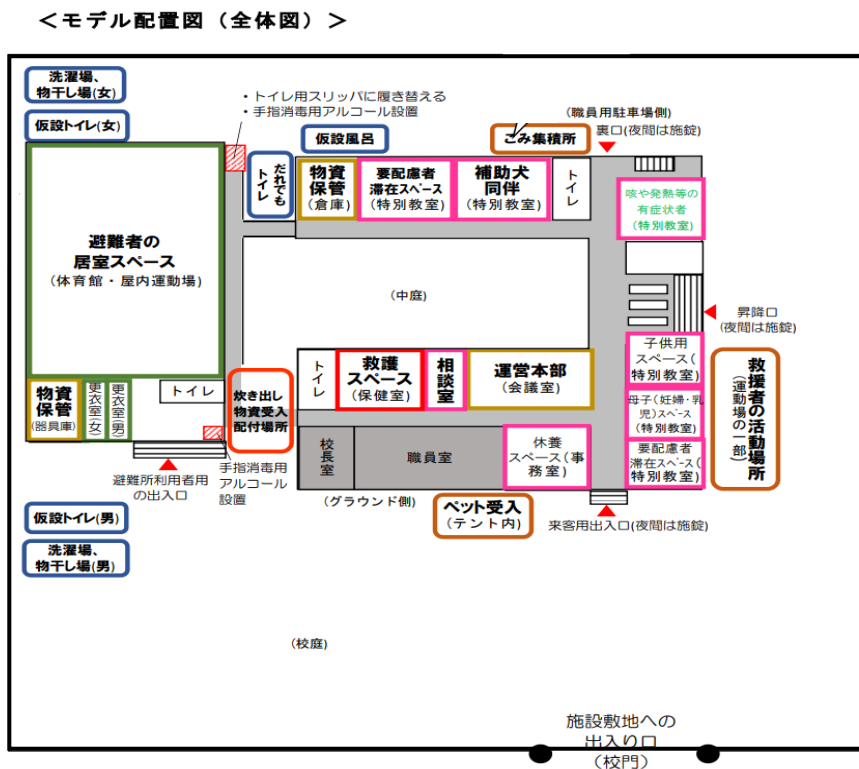
(5) 災害発生時に備えた施設の整備

- ・大規模な災害時に避難所となる学校施設に必要な防災倉庫やマンホールトイレ等の設置を継続する。
- ・発災直後の情報発信や情報収集に必要となる非常用電源の配備を継続するとともに、災害時に最低1室、体調不良者や要支援者の避難に対応できるよう、室温調節が可能となる電源や設備を確保することを基本とし、各校の状況に応じた対応を行う。
- ・受水槽は災害時にも使用できる対策をする（地震に備え、遮断弁や水栓の設置等）。

○各避難所のモデル配置は避難所運営委員会を中心に決定されるが、主な考え方は以下のとおりである。

- ・職員室や校長室は、避難スペースとしては開放しない。
- ・要配慮者等（高齢者、障害者、母子等）の避難スペースについては、階段や段差を使用しない動線や、多機能トイレが使いやすい配置とする。

図表9：避難所の標準的なモデル例（「避難所運営マニュアル」より抜粋）



（６）学校緑化と環境に配慮した施設の整備

学校敷地内のみどりを増やす取組みを継続するとともに、「世田谷区公共建築物ZEB 指針」、「公共施設省エネ・再エネ指針」、「せたがやグリーンインフラガイドライン」に基づき、暑熱対策や環境負荷軽減に向けた施設整備を進める。

（７）学校施設の安全・安心性の向上

- ・耐震性については、非構造部材の落下防止対策を含め十分考慮する。

【参照】文部科学省「学校施設における天井落下防止対策のための手引き(平成 25 年 8 月)」、

世田谷区「災害（地震）時対応設計の手引き（平成 23 年 8 月）」

- ・子どもたちの安全性確保のため、受付窓口や教職員室等管理諸室の配置を検討し、防犯等対策を強化する（防犯カメラ、電気錠等）。
- ・事故等の事例を踏まえ、より安全・安心な素材の選定に留意する。



屋内運動場の床の破損（雨漏りが重なり、床が大きく剥がれた）

出典：文部科学省
令和7年2月7日付事務連絡
「体育館の床板の剥離による
負傷事故の防止について」

（８）ユニバーサルデザインの推進

国の「学校施設バリアフリー化推進指針」に配慮するとともに、「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例」に基づき整備を行う。

（９）景観への配慮

学校施設の形態、意匠、配置等は、それぞれの地域がもつ特性を活かしながら、周辺の街並みと調和を図った色調や素材とし、壁面の分節化や色彩の工夫等により圧迫感の軽減を図るなど、区の「風景づくり計画」に整合した施設整備を行う。

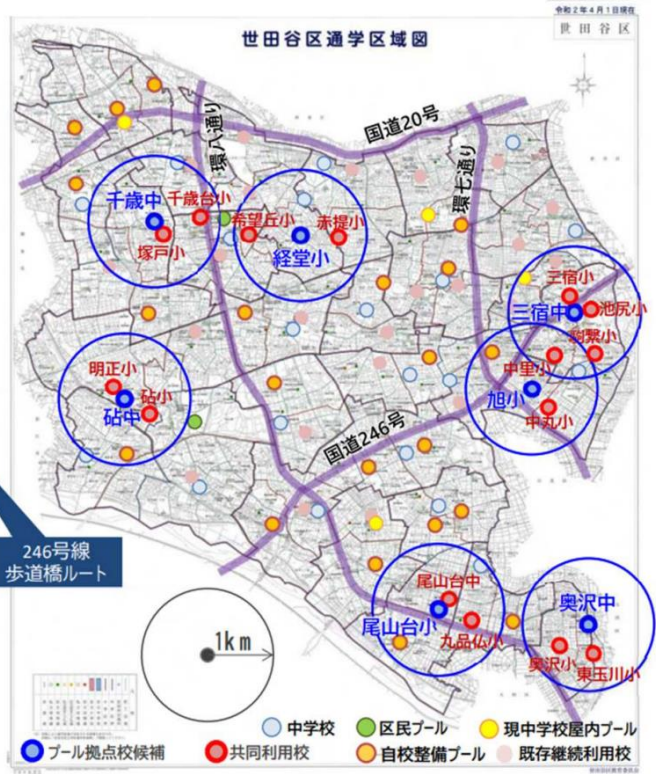
(10) 学校プール整備の考え方

天候の影響を抑え、安定的な授業の実施等につなげるため、改築にあたり、拠点となる学校に室内簡易温水プールを整備し、複数の近隣校で利用することにより、プールの共同利用に取り組む。自校で継続してプール運営を行う学校については、暑熱対策を進める。

【区立学校のプール施設整備と水泳授業等のあり方について（概要版）P12参照】

プール拠点校までの歩行距離一覧表（机上検討）

拠点校	共同利用校	歩行距離
1 砧中	明正小	270m
	砧小	400m
2 尾山台小	九品仏小	400m
	尾山台中	80m
3 奥沢中	奥沢小	650m
	東玉川小	450m
4 千歳中	塚戸小	240m
	千歳台小	650m
5 経堂小	赤堤小	650m
	希望丘小	850m
6 旭小	中里小	700m
	中丸小	450m
7 三宿中	三宿小	350m (1,000m)
	池尻小	170m
	駒瀬小	750m



3. ゾーンと配置の考え方

必要諸室は「児童・生徒ゾーン」「職員ゾーン」「地域利用ゾーン」「新BOPゾーン」の大きく4つに分けられる。

● 児童・生徒ゾーン

学校運営時に児童・生徒が主に利用するゾーン。

● 職員ゾーン

学校運営時に職員が主に利用するゾーン。

● 新BOP・地域利用ゾーン

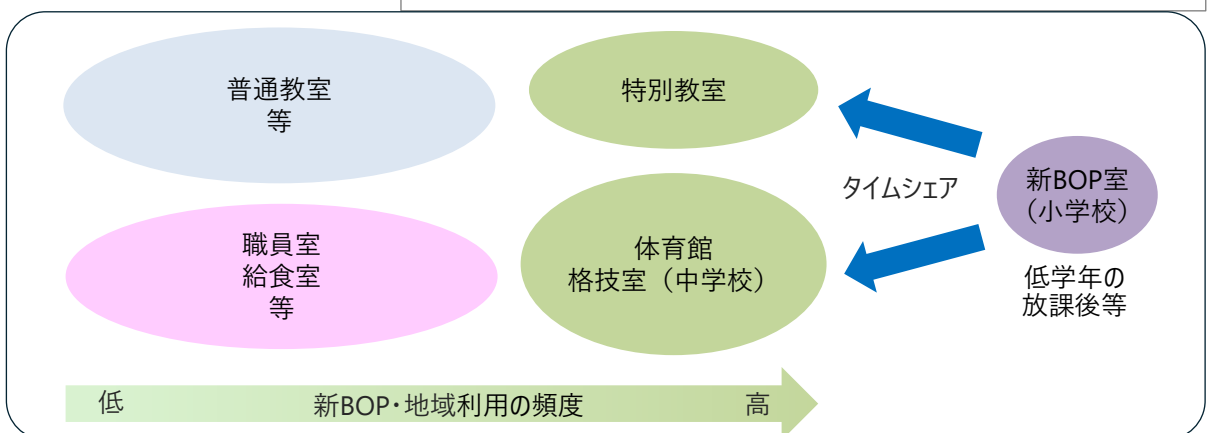
学校運営時は児童・生徒・職員が利用するが、タイムシェアを前提として、放課後や学校休業日に新BOPをはじめとして地域住民等も利用できるゾーン。学校運営ゾーン（児童・生徒、職員ゾーン）と物理的に区画できる計画とし、災害時の利用も想定される。

● 新BOPゾーン

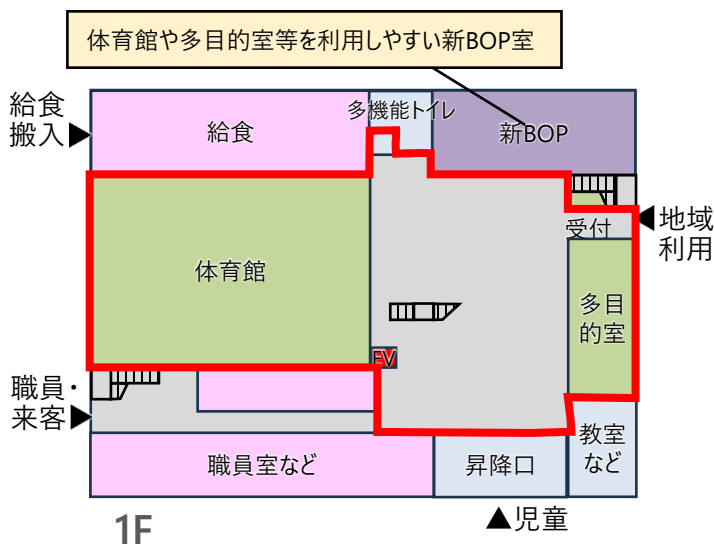
新BOP専用ゾーン

優先的に1階に配置：

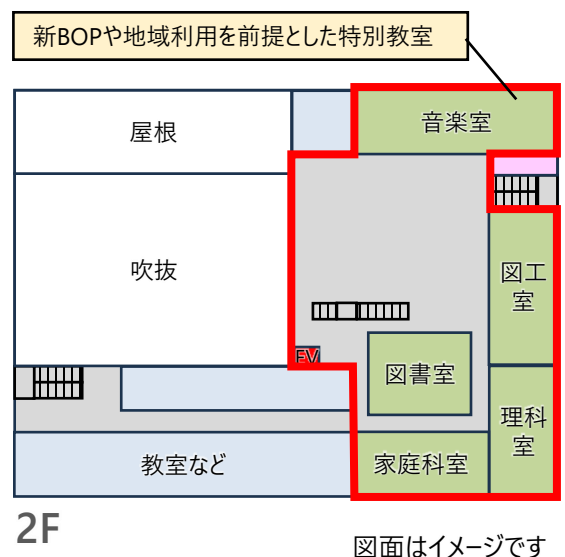
主事室、保健室、給食室、特別支援学級、防災倉庫、新BOP室



■新BOP・地域利用を考慮したゾーニングの例



新BOP・地域利用ゾーン（セキュリティライン）



4. 共用部の考え方

既存施設の共用部比率を調査した結果、廊下・階段・踊り場・スロープの面積は、施設面積の22%から34%程度と大きなばらつきがあった。共用部比率はこれまでの事例の平均値を目安として検討する。ただし、共用部を一律に削減するものではなく、誰もが自分の居場所を見出せる場や相互のコミュニケーションの場、多様な学び方等に柔軟に活用できる空間配置も検討する。

■既存施設の共用部比率調査結果

	A小	B小	C中	D中	E小	F小	G小	H小	I小
竣工時期	1970年頃	1970年頃	2014年	2014年	2017年	2018年	2019年	2019年	2024年
廊下・階段・踊り場・スロープの比率	27.1%	24.6%	31.5%	21.3%	33.9%	25.6%	32.2%	22.3%	30.1%
施設面積	5,000㎡	7,700㎡	9,600㎡	9,500㎡	7,400㎡	8,400㎡	9,500㎡	8,500㎡	7,500㎡



居場所を見出せる場の例
(八幡中学校)



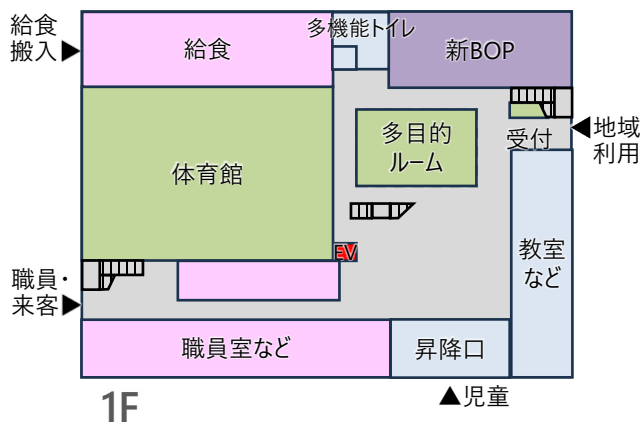
コミュニケーションの場の例
(池之上小学校)



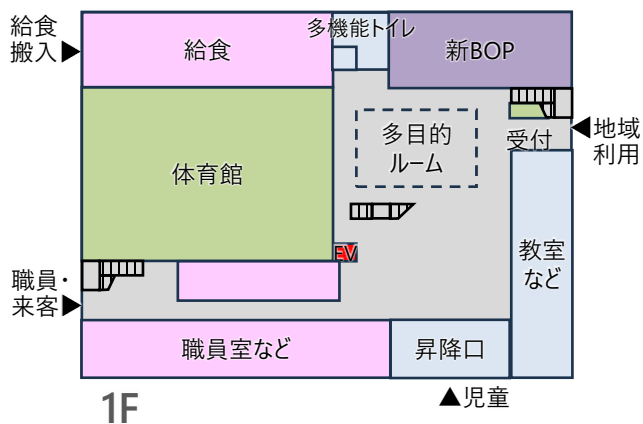
多様に活用できる場の例
(城山小学校)

■共用スペースをフレキシブルに活用する例

可動間仕切りを閉鎖し、授業等で利用



可動間仕切りを開放し、交流・活動スペースとして一体的に利用



図面、スケッチはイメージです

5. 施設規模（総床面積）と各室標準面積

（1）施設規模（上限総床面積）

【小学校】 A + B

A：義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令（学級数に応ずる必要面積）を基準とする面積

注）教室数にワークスペース数を加えて算出する

学級数	面積（㎡）
1学級及び2学級	$769\text{㎡} + 279\text{㎡} \times (\text{学級数} - 1)$
3学級から5学級まで	$1,326\text{㎡} + 381\text{㎡} \times (\text{学級数} - 3)$
6学級から11学級まで	$2,468\text{㎡} + 236\text{㎡} \times (\text{学級数} - 6)$
12学級から17学級まで	$3,881\text{㎡} + 187\text{㎡} \times (\text{学級数} - 12)$
18学級以上	$5,000\text{㎡} + 173\text{㎡} \times (\text{学級数} - 18)$

B：以下に該当する部分の面積

Bに該当する部分	面積
新BOP室（面積は児童数等による）	1,900㎡
給食室（面積は学級数、児童数による）	
体育館（800㎡）	
共用部	
特別支援学級（障害種別ごと）※	256㎡
ほっとルーム	64㎡
すまいるルーム（職員スペース含む）	巡回校96㎡（拠点校128㎡）
防災倉庫	100㎡
合計	2,416㎡（2,448㎡）

【中学校】 C + D

C：義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令（学級数に応ずる必要面積）を基準とする面積
 注）教室数にワークスペース数を加えて算出する

学級数	面積（㎡）
1学級及び2学級	$848\text{㎡} + 651\text{㎡} \times (\text{学級数} - 1)$
3学級から5学級まで	$2,150\text{㎡} + 344\text{㎡} \times (\text{学級数} - 3)$
6学級から11学級まで	$3,181\text{㎡} + 324\text{㎡} \times (\text{学級数} - 6)$
12学級から17学級まで	$5,129\text{㎡} + 160\text{㎡} \times (\text{学級数} - 12)$
18学級以上	$6,088\text{㎡} + 217\text{㎡} \times (\text{学級数} - 18)$

D：以下に該当する部分の面積

Dに該当する部分	面積
給食室（面積は学級数、生徒数による）	1,900㎡
体育館（1,000㎡）	
共用部	
格技室	350㎡
特別支援学級（障害種別ごと）※	288㎡
ほっとルーム	72㎡
すまいるルーム（職員スペース含む）	巡回校108㎡（拠点校144㎡）
防災倉庫	100㎡
合計	2,818㎡（2,854㎡）

(2) 各室標準面積

室名	小学校	中学校
普通教室	64㎡×学級数	72㎡×学級数
ワークスペース	64㎡×3室	72㎡×3室
特別支援学級※	256㎡ (学習スペース、多目的スペース等)	288㎡ (学習スペース、多目的スペース等)
すまいるルーム	巡回校：96㎡ 拠点校：128㎡ (職員スペース含む)	巡回校：108㎡ 拠点校：144㎡ (職員スペース含む)
個別支援室	16㎡	18㎡
ほっとルーム	64㎡	72㎡
児童・生徒会室	32㎡	36㎡
児童・生徒用更衣室	64㎡	72㎡
図書室	128㎡ (準備室含む)	144㎡ (準備室含む)
理科室	128㎡ (準備室含む)	9学級以下：144㎡ (準備室含む) 10学級以上：216㎡ (準備室・ 第2理科室含む)
音楽室	12学級以下：128㎡ (準備室含む) 13学級以上：192㎡ (準備室・第2音楽室含む)	144㎡ (準備室含む)
図工室、美術室	144㎡ (準備室、作品庫含む)	144㎡ (準備室含む)
技術室	なし	180㎡ (木工室、金工室、準備室含む)
家庭科室	128㎡ (準備室含む)	144㎡ (調理室、被服室、準備室含む)
多目的ルーム	192㎡	216㎡
体育館	800㎡	1000㎡
格技室	なし	350㎡
プール諸室	170㎡	170㎡
地域・学校会議室	32㎡	36㎡
帰宅困難児童・生徒用 備蓄倉庫	16㎡	18㎡
防災倉庫	100㎡	100㎡

※特別支援学級は、最新の整備状況等を考慮のうえ、既存同等の面積の確保を検討する。

第1章 指針・方針

室名	小学校	中学校
職員室	職員数×3.7㎡	職員数×3.7㎡
校長室、事務室、主事室、主事倉庫、会議室、印刷室、放送室、サーバー室、教育相談室	各32㎡	各36㎡
倉庫・教材室	適宜（（学級数+3）×10㎡程度）	適宜（（学級数+3）×10㎡程度）
保健室	96㎡	108㎡
教職員休憩室、教職員更衣室	休憩室32㎡、更衣室（男女別計32㎡）	休憩室36㎡、更衣室（男女別計36㎡）
給食室	12学級以下：250㎡ 13～15学級：280㎡ 16～18学級：300㎡ 19～21学級：350㎡ 22～25学級：400㎡ 26～30学級：450㎡ 31学級以上：500㎡	8学級以下：250㎡ 9～10学級：280㎡ 11～12学級：300㎡ 13～16学級：350㎡ 17～20学級：400㎡ 21学級以上：450㎡
配膳室	教室のある階ごとに 14㎡ + （階最大教室数×1.2㎡）	教室のある階ごとに 18㎡ + （階最大教室数×1.4㎡）
新BOP室	新BOP児童数×1.65+32㎡	原則なし
児童・生徒用昇降口	12学級以下：64㎡ 13～16学級：96㎡ 17～24学級：128㎡ 25～28学級：160㎡ 29～36学級：192㎡	12学級以下：72㎡、 13～16学級：108㎡ 17～24学級：144㎡ 25～28学級：176㎡ 29～36学級：216㎡
児童・生徒用トイレ	児童数×0.5㎡	生徒数×0.5㎡
職員・来客用昇降口	適宜（16㎡程度）	適宜（18㎡程度）
職員・来客用トイレ	適宜（40㎡程度）	適宜（40㎡程度）
多機能トイレ	適宜	適宜
昇降機	適宜	適宜
校庭付属施設（倉庫、屋外トイレなど）	適宜（50㎡程度）	適宜（50㎡程度）
廊下・階段・踊り場・スロープ・設備スペース・ごみ庫	適宜	適宜

第2章 施設及び主要な室の水準

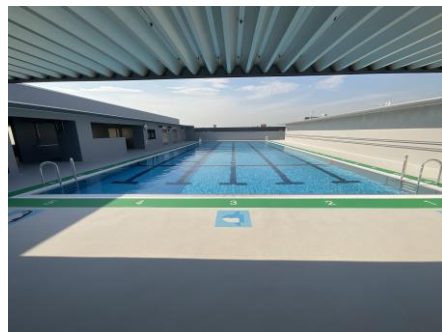
1. 施設の水準

(1) 学校施設整備の主な取組み等

①暑熱対策

- ・窓面積の縮小による熱負荷の低減、庇等による日射遮蔽を検討する。
- ・校舎棟最上階、体育館等を断熱する。
- ・空調設備の能力向上を検討する。
(出力、室外機の配置など)
- ・教室や校庭を柔軟に配置する。
(校舎南面以外の教室や北側校庭等の検討)
- ・共用部、倉庫、設備スペース等を除き、原則エアコンを設置する。
- ・プールサイドに庇を設置する。

写真はすべて池之上小学校



プールサイドに庇を設けた例

②環境対策

- ・Nearly ZEB達成を目標とした仕様を導入する。
(断熱材、ガラス、創エネルギー、設備性能など)
- ・図書室、多目的室等の目や手に触れられる空間の内装等に木質材料を検討する。

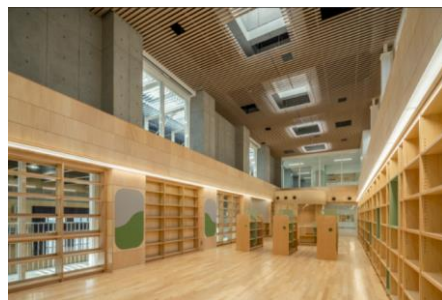


庇による日射遮蔽の例

③災害対策

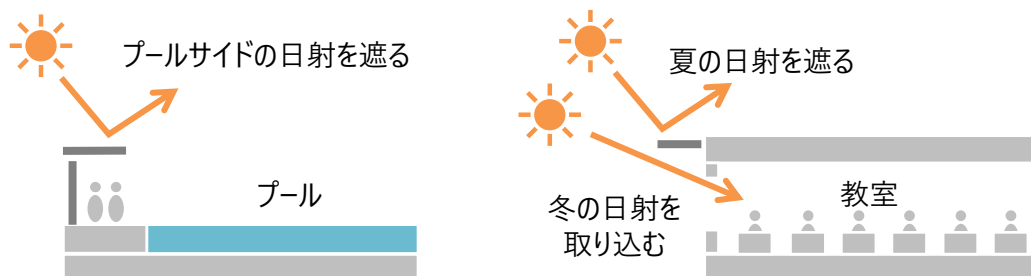
【共通】

- ・防災倉庫の面積を50㎡から100㎡に拡張する。
- ・体育館に電源自立型GHPを設置する。
- ・せたがやグリーンインフラガイドラインを参照し、地域に適した施設整備を検討する。
- ・緊急一時避難の安全対策として、ガラスの飛散防止措置を検討する。
- ・中圧ガスが前面道路等、改築校付近に敷設されている場合は活用を検討する。



内装を木質化した図書室の例

■庇の設置イメージ



世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップで浸水想定区域にある学校については、災害後の速やかな学校運営再開のために、浸水深を想定した上階への配置やかさ上げ、出入口への止水板の設置等を検討する。

- ・職員室等の中枢機能・重要文書の保管場所
- ・サーバー室や受変電設備（電源設備、分電盤含む）等の機能継続が必要な機器

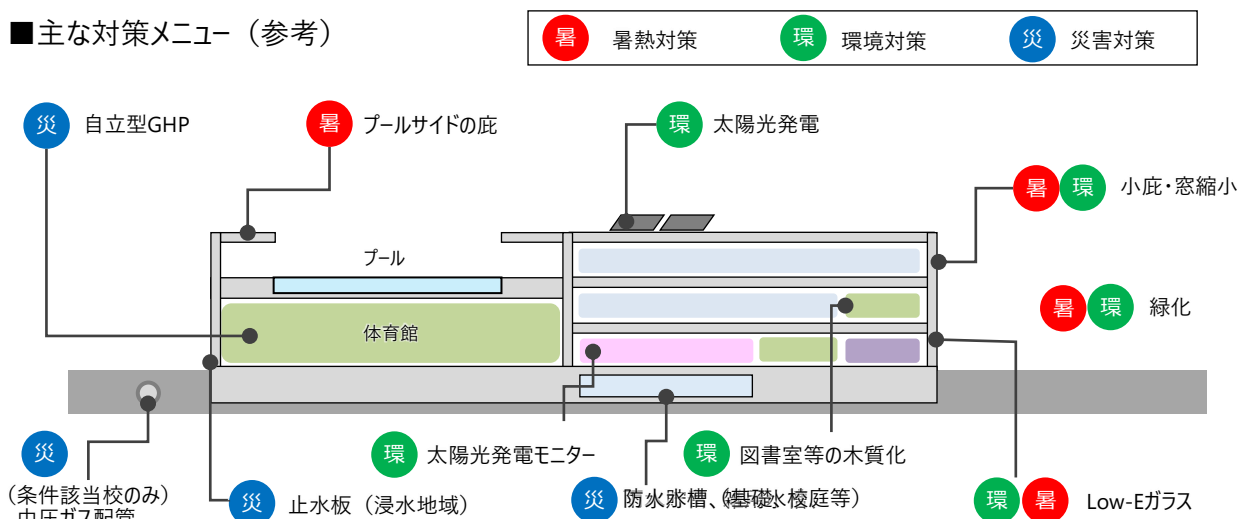
- ④その他

- ・ほっとルーム、すまいるルームの必要床面積を確保する。
- ・職員室や新BOP室について、人数に応じた適正な面積を確保する。
- ・医療的ケアに必要な整備・配置については、「学校等における医療的ケア実施ガイドライン（19～20ページ参照）」に基づき対応する。
- ・ICT環境の変化に伴い、パソコンルームを廃止し、サーバー室を整備する。
- ・ささくれ・剥がれによる事故防止等のため、体育館・格技室の床材はビニールシートの採用を検討する。



出入口に止水板を設けた例
(瀬田小学校)

■主な対策メニュー（参考）



図面はイメージです

(2) 共通事項**【全般】**

- ①児童・生徒の多様な活動を促進し、学習・生活両面を充実させる機能を確保したうえで、シンプルかつコンパクトな施設を念頭に、学級数や児童・生徒数等に応じた施設規模の適正化を図る。
 - ア) 小学校については、普通教室の基本モジュール（基準となる大きさ）を8m×8mとする。
 - イ) 中学校については、普通教室の基本モジュールを8m×9mとする。
 - ウ) 廊下有効幅を原則2.5mを基本とする。
 - エ) メインとなる階段の有効幅を2m確保する。
 - オ) 天井高を原則2.7mを基本とし、階高は必要最小限とする。
 - カ) 日射による空調負荷の減少等に配慮した対策を講じる。
 - キ) 日常的に点検・管理しやすい設計とする。
 - ク) 災害時に避難所となった場合の避難所運営ゾーン、学校運営ゾーン（児童・生徒、職員ゾーン）を想定し、動線の区画や機能の分離が容易にできるような諸室配置計画とする。
 - ケ) 将来長寿命化改修、リノベーション、用途転換（コンバージョン）、経年改修（トイレ・エアコン）が容易となる設計とする。
 - コ) イニシャル・ランニング・保守管理・予防保全（中長期保全）におけるコストを抑えた設計とする。
- ②学校施設以外との複合化は、管理区分、システム、設備系統を分割して計画し、運営管理や保守管理・改修に配慮する。
- ③借地上には学校機能以外の施設を計画しない。
- ④セキュリティ
 - ・通用門等に、防犯カメラ及びカメラ付インターホンを設置し来校者の確認を行う。モニターは職員室、事務室、主事室、新BOP室等の管理諸室に設置する。
 - ・正門横の通用門や（外部から直接アクセスできる）地域利用出入口は、電気錠により管理する。
 - ・児童・生徒の使用する室には非常用インターホンを設置し、管理諸室に表示器を設置する。外部への迅速な通報を行うため、非常通報装置を校長室及び職員室に設置する。
 - ・機械警備により夜間・休日の保安が行えるよう整備する。
 - ・地域利用ゾーンと、その他のゾーンについて区画できる計画とする。

【構造】

- ①敷地の形状、搬入路、施工の難易度など、地域や学校の特性により、在来工法である鉄筋コンクリート（RC）造や鉄骨（S）造等の手法を選択する。
- ②建築基準法で定める耐震性の基準の1.25倍以上とする。「構造設計における留意事項」参照。
- ③屋上・外壁改修を容易にできる形状とする。
- ④緑のカーテンの設置に耐える外部構造とする。

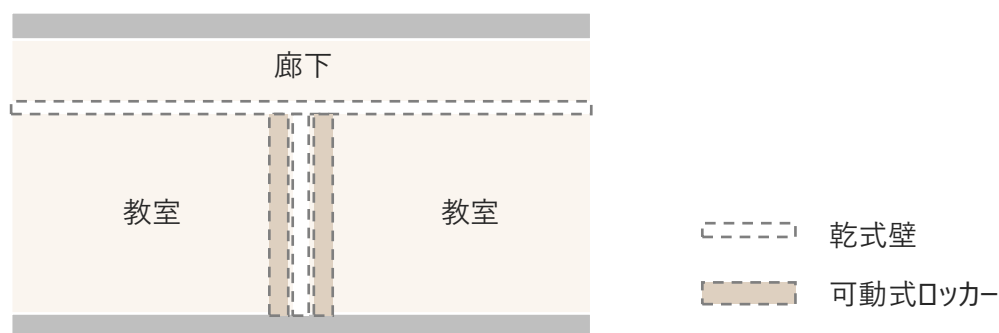
【外部仕上げ】

- ①汚れにくい、もしくは清掃が容易な材料を積極的に使用し、ランニングコスト低減を図る。
- ②光害やプライバシーへの配慮など、近隣、児童・生徒等に配慮した仕様とする。
- ③サッシやガラス等は、原則として規格の製品を使用し、特注品等は扱わない。
- ④特にガラスについては、破損等による交換を最小限にすることで維持費抑制につながるため、窓の大きさや中棧の取付を検討するとともに、ガラス清掃を考慮した設計とする。
- ⑤校名板を校舎屋上もしくは躯体に1箇所設置し、学校施設であることを明確にする。「学び舎」等の校名以外の表記については、各校の判断による。
- ⑥屋上緑化を行う場合は、維持管理を容易にし、給食室の換気設備・給気口の付近は避ける。
- ⑦小学校については、屋上を使用した学習計画があるため、周囲を見渡せるスペースを設け、エレベーターを屋上階まで着床させる。植栽や設備の維持管理上必要な場合は、中学校も屋上停止階とする。
- ⑧屋上の排水口等の清掃を安全かつ簡単にできる仕様とする。

【内部仕上げ】

- ①各諸室の仕上げについては、原則、ガイドライン内に記載の材料を使用する。
- ②天井・壁・床・家具等については、コスト削減を視野に入れ、材料の選定を行う。
- ③各諸室内の家具等は、原則として既製品（ただし、VOC（揮発性有機化合物）に配慮すること）を使用し、特注品は扱わない。
- ④「世田谷区公共建築物における木材利用推進方針」に基づき、図書室や多目的室等について内部の木質化を行う。
- ⑤教室間及び廊下の壁は、構造上支障がない範囲で可能な限り、乾式間仕切りとする。

■将来のレイアウト変更等に柔軟に対応する計画の例



【校庭等】

- ①体育の授業、各種行事（全校集会、運動会・体育祭、地域利用等）に使用可能な面積と設備を考慮した計画とする。
- ②校庭の材質としてはクレイ系舗装（微粒子調整型緑色スクリーニングス）＋天然芝（一部）の採用を基本とする。学校ごとの敷地状況や地域特性に応じて、ゴムチップ舗装や人工芝の採用を検討する。全面天然芝は養生で使えない期間が生じるため採用しない。（「令和4年1月31日付 区立小・中学校における校庭整備の基本的な考え方」参照）
- ③豪雨対策として、「せたがやグリーンインフラガイドライン」に基づき、雨水流出抑制施設（浸透・貯留）等を設ける。
- ④校庭には、水飲み場、手洗い場を設置する。
- ⑤校庭利用者用トイレの設置について、（校舎内と兼用できるかも含め）検討する。
- ⑥校庭面積は、以下の運動ゾーンを参考のうえ、敷地の状況を踏まえ、既存同等程度を確保する。
 小学校：トラック 150～200m / 直線 50m 程度
 中学校：トラック 200～300m / 直線 100m 程度
 ※ゴール後の惰走距離や運動会の観客スペース等も考慮
- ⑦敷地が狭い場合、屋外運動施設として屋上利用の検討も視野に入れる。
- ⑧遊具の設置については、「遊具の安全に関する規準（社団法人日本公園施設業協会発行）」を参照し、適正に配置すること。
- ⑨緊急・メンテナンス車両の出入口等を考慮した配置とする。
- ⑩校門と昇降口との動線に特に配慮する。校門は既存と同じ場所を優先に検討する。
- ⑪校庭と隣地・道路との境界部全面に防球ネット・防砂ネットを設置する。防球ネットは、敷地の状況によって門の上部や校舎側も検討する。防球ネットの高さの基準は、既存同等以上、15m程度以下とする。
- ⑫校庭及び下校時の退出経路の照度が確保されるよう該当設備を設置する。夜間時の地域利用のため、原則として校庭に照明を設置し、近隣への光害対策として調光機能を計画する。

【外構】

- ①区の住環境整備条例に基づく環境空地の整備等、周辺への配慮を行う。
- ②誰もが気軽に座れる場の設置を検討する。（「座れる場づくりガイドライン」参照）
- ③みどりの基本計画等に基づき、施設整備を行う。植栽する樹木は、日影や害虫、落葉、香り、将来の樹高、管理の難易度等を考慮して選定し、生長に配慮した配置とする。
- ④避難所としての機能に配慮し、災害用マンホールトイレを設置する。
- ⑤給食用搬出入車等の車両の出入り口は、児童・生徒の動線に配慮する。給食搬入門付近の緑化は原則として控える。搬入車両の転回や厨房機器の搬出入に必要な広さを確保する。

【コスト】

適正規模は確保したうえで、施設規模の抑制、設計段階でのコスト削減策、工法の検討、工期短縮による工事管理・現場管理経費の縮減、仮設校舎経費の削減などにより、1校あたりの改築コストの削減を目指す。

補助金の有効活用として、整備内容に応じ、国庫負担金、国庫補助金等を有効に活用し、一般源の負担軽減に寄与する。

例：公立学校施設整備費負担金、学校施設環境改善交付金の取得、及び両者の取得にあたって、公立学校施設整備事務ハンドブック（令和6年度版）P95「特色ある学校施設づくり」のうち「多目的スペース整備」「エコスクール・プラスによる財政支援」の活用

【設備】

①全般

- ・設備の設置については、メンテナンスに配慮した計画とする。
- ・騒音・振動・臭気・反射など、周辺環境に配慮した計画とする。

②太陽光発電設備

- ・Nearly ZEBを達成するための容量を検討する。
- ・発電状況等を確認できるモニターを環境教育に活用できる場所に設置する。
- ・自立運転機能を有するものとし、専用コンセントを体育館、職員室等に設ける。

③その他

- ・電源自立型GHPを設置する室内に、空調運転リモコン及び自立運転切替スイッチを設け、自立運転時に活用できる専用コンセントを設ける。
- ・トイレ洗浄水は雨水利用によるほか、災害時の断水・停電に備え、屋上プールから取水し、使用するシステムの導入を検討する。



太陽光発電パネルの例



発電状況等モニターの例

【仮設校舎】

原則、仮設校舎は設けない計画を検討し、仮設校舎を設ける場合は、既存校舎を仮校舎として一部使用するなど、できる限り低減を検討する。

①具体的な方針

- ・小学校設置基準（文部科学省令第14号第9条）及び中学校設置基準（文部科学省令第15号第9条）にある諸室を基本に、最低限必要諸室を用意することとし、多目的室等は、既存校舎への設置の有無に関わらず原則設置しない。教育活動等に影響のない範囲において、諸室のモジュール縮小も検討する。
- ・給食室は原則設置せず、配膳室等必要な面積を整備する。太子堂調理場の対応状況によっては設置するが、設備機器の移設などにより、コスト削減に努める。
- ・校庭は体育の授業等に支障がない面積の確保に努める。

②標準仕様

屋根：ガルバリウム鋼板程度、断熱はグラスウール厚100mm程度

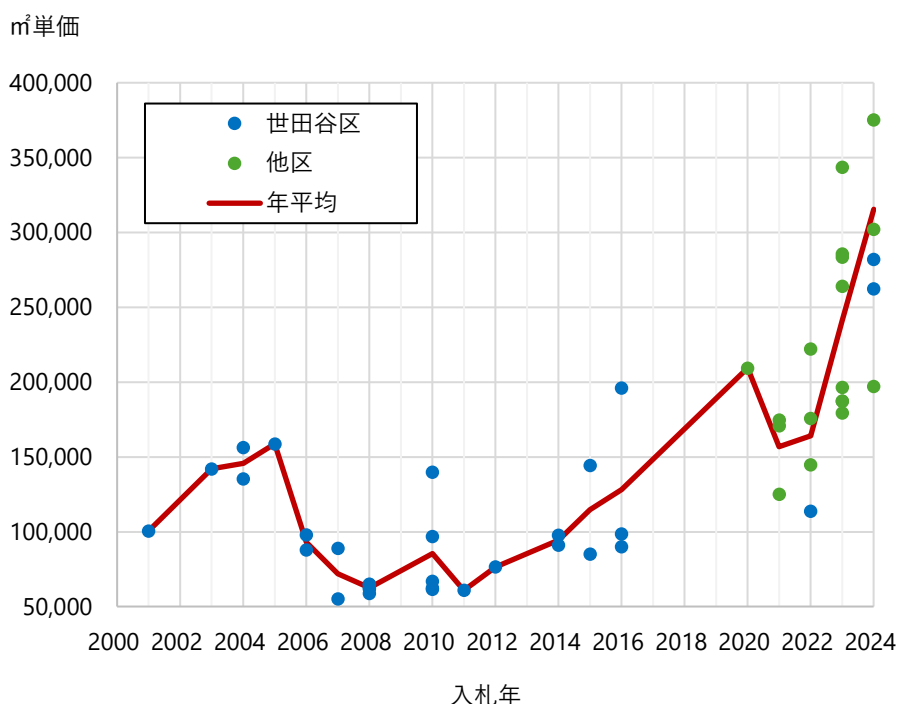
外壁：ガルバリウム鋼板程度、断熱はメーカー標準仕様程度、遮熱カーテン等

床：ビニル床シート程度

壁：化粧石膏ボード程度

天井：化粧石膏ボード程度

■仮設校舎の落札価格推移（参考）



2. 主要な室の水準

主要な室の水準は、施設利用者（学校等）の視点で整理したものであり、時間の流れとともに変化しやすい内容は割愛またはイメージ図等の記載に留めた。なお、詳細な仕様については、施設営繕担当部が作成する改築設計マニュアル等を参照する。

児童・生徒ゾーン

普通教室・ワークスペース	・・・P27
特別支援学級等	・・・P28
個別支援室	・・・P32
ほっとルーム	・・・P32
児童・生徒会室	・・・P32
児童・生徒更衣室	・・・P32

職員ゾーン

職員室	・・・P43
校長室	・・・P44
事務室	・・・P44
主事室	・・・P45
主事倉庫	・・・P45
会議室	・・・P46
印刷室	・・・P46
放送室	・・・P46
サーバー室	・・・P46
倉庫・教材室	・・・P47
保健室	・・・P48
教育相談室（スクールカウンセラー室）	・・・P49
教職員休憩室	・・・P49
教職員更衣室	・・・P49
給食室	・・・P50
配膳室	・・・P50

地域利用ゾーン

図書室	・・・P33
理科室	・・・P34
音楽室	・・・P35
図工室・美術室	・・・P36
技術室	・・・P37
家庭科室	・・・P38
多目的ルーム	・・・P39
体育館	・・・P40
格技室	・・・P40
プール及び関係諸室	・・・P41
地域・学校会議室	・・・P42
帰宅困難児童・生徒用備蓄倉庫	・・・P42
防災倉庫	・・・P42

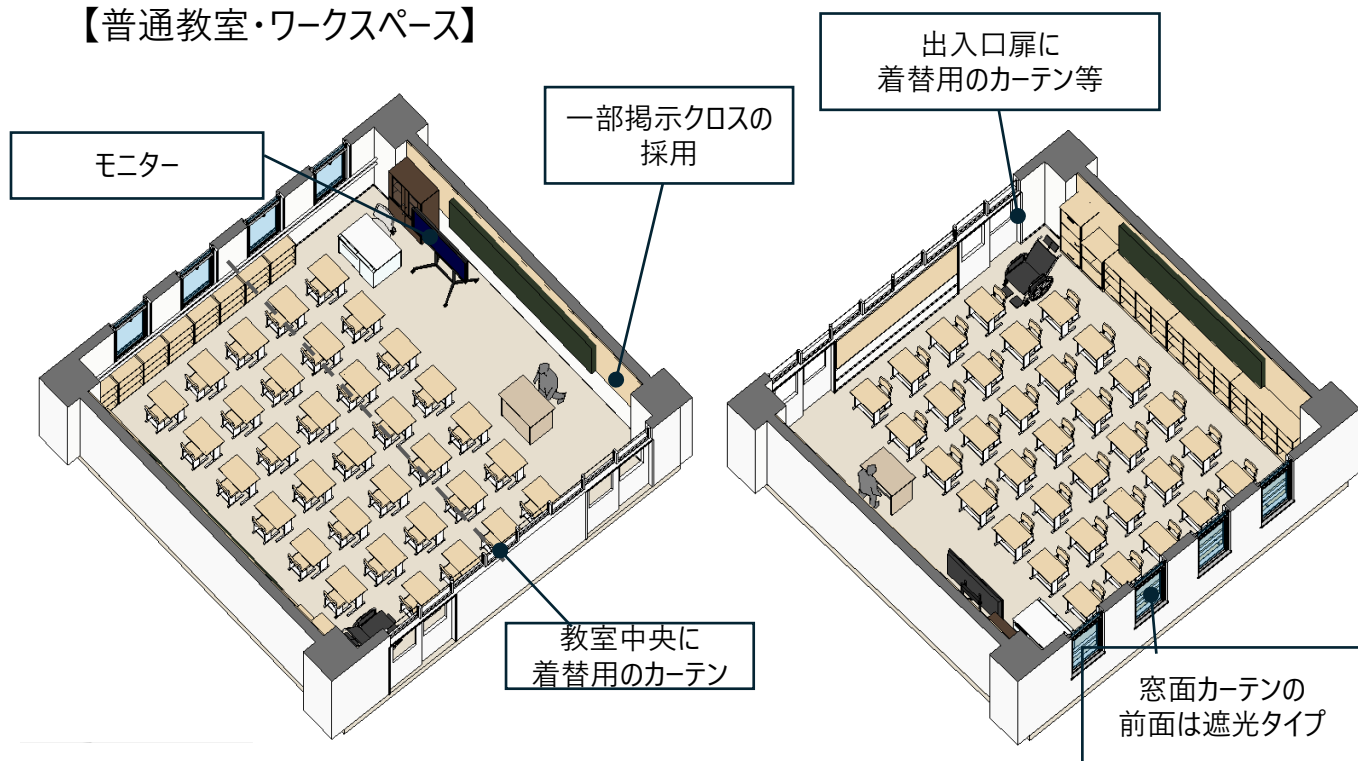
新BOPゾーン

新BOP室	・・・P51
-------	--------

児童・生徒ゾーン

第2章 施設及び主要な室の水準

【普通教室・ワークスペース】



配慮事項等

・ワークスペースは少人数・習熟度別学習教室として主に利用する。

標準面積

小学校：64㎡、中学校：72㎡

内装

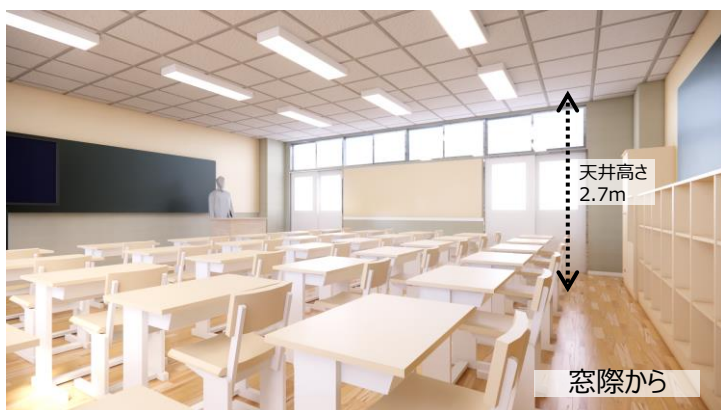
床：フローリング 壁：塗装等
天井：化粧石膏吸音ボード
(1枚張り)

工事対応

児童・生徒用ロッカー、黒板（前方は暗線入り：以下共通）、カーテン等

備品対応

机、椅子、モニター等



注：図はイメージであり、実際と異なる場合があります。

児童・生徒ゾーン

第2章 施設及び主要な室の水準

【特別支援学級等】

必要諸室と標準面積（カッコ内は中学校）

【知的障害学級】

		教材室倉庫 16(18)m ²		クールダウン室 8(9)m ²	
学習スペース 96(108)m ²	多目的スペース 64(72)m ²	職員室 32(36)m ²			その他

【肢体不自由学級】

		教材室倉庫 16(18)m ²		多機能トイレ 8(9)m ²	
学習スペース 96(108)m ²	多目的スペース 64(72)m ²	職員室 32(36)m ²			その他

【自閉症・情緒障害学級】

		教材室倉庫 16(18)m ²		クールダウン室 8(9)m ²	
学習スペース(個別学習室含む) 96(108)m ²	多目的スペース 64(72)m ²	職員室 32(36)m ²			その他

【弱視通級指導学級】

		教材室倉庫 16(18)m ²		控室 8(9)m ²	
学習スペース(個別学習室含む) 96(108)m ²	多目的スペース 64(72)m ²	職員室 32(36)m ²			その他

【難聴通級指導学級、言語障害通級指導学級】

		教材室倉庫 16(18)m ²		控室 8(9)m ²	
学習スペース(個別学習室含む) 96(108)m ²	多目的スペース 64(72)m ²	職員室 32(36)m ²			その他

各学級合計 小学校：256m²、中学校：288m²

【特別支援教室（すまいるルーム）】

		教材室倉庫 8(9)m ²		クールダウン室 8(9)m ²	
学習スペース 32(36)m ²	多目的スペース 64(72)m ²	職員室			
16(18)m ²					

拠点校合計 小学校：128m²、中学校：288m²

巡回校合計 小学校：96m²、中学校：108m²

【特別支援学級等】

- ・個々の学校状況等によりレイアウトは異なるため、イメージ図は記載しないものとする。
- ・インクルーシブ教育を推進するための校舎内の適切な配置等について、引き続き検討していく。

【知的障害学級】

配慮事項等

- ・校門からの動線が明確であることが望ましい。
- ・1階が望ましい。
- ・近くにトイレを設置する。
- ・昇降口が通常学級と同じ場所の場合には、安全に配慮する。
- ・嗅覚・聴覚・視覚等が敏感な児童・生徒に配慮し、給食室や特別教室から離すなど、配置を工夫する。
- ・医療的ケア児の在籍を想定し、保健室と近接していることが望ましい。

内装

床：ビニルシート（職員室以外）、ビニル床タイル＋フリーアクセスフロア（職員室）
 壁：塗装
 天井：化粧石膏吸音ボード（1枚張り）

工事対応

手洗い場（学習スペース5口程度）、給湯湯流し台（職員室）、白板、可動式間仕切り、カーテン等

備品対応

机、椅子等

【肢体不自由学級】

配慮事項等

- ・昇降口に近い場所に登下校用駐車スペースを設ける。
- ・1階に配置する。
- ・車椅子等を利用している児童・生徒のため、バリアフリーにする。
- ・車椅子対応トイレを設置する。近くの共用部に多機能トイレがない場合は、多機能トイレの設置を検討する。
- ・車椅子置場を設ける。
- ・医療的ケア児の在籍を想定し、保健室と近接していることが望ましい。

内装

床：ビニルシート（職員室以外）、ビニル床タイル＋フリーアクセスフロア（職員室）
 壁：塗装
 天井：化粧石膏吸音ボード（1枚張り）

工事対応

手洗い場（学習スペース）、給湯湯流し台（職員室）、障害者用洗面台（トイレ内）、白板、可動式間仕切り、カーテン等

備品対応

机、椅子等

【特別支援学級等】

【自閉症・情緒障害学級】

配慮事項等

- ・昇降口は通常学級と同じ場所にするが、安心して登下校ができるよう、通常学級と離れた場所に出入口を設けることができるようにする。
- ・1階が望ましい。
- ・近くにトイレを設置する。
- ・学習スペースの近くに手洗い場を設ける。
- ・嗅覚・聴覚・視覚等が敏感な児童・生徒に配慮し、給食室や特別教室から離すなど、配置を工夫する。

内装

床：ビニルシート（職員室以外）、ビニル床タイル＋フリーアクセスフロア（職員室）

壁：塗装

天井：化粧石膏吸音ボード（1枚張り）

工事対応

給湯流し台（職員室）、白板、可動式間仕切り、カーテン等

備品対応

机、椅子等

【弱視通級指導学級】

配慮事項等

- ・他校から通学する児童のために1階が望ましく、動線に配慮する。
- ・室内の照度を調節できるようにする。

内装

床：ビニルシート（職員室以外）、ビニル床タイル＋フリーアクセスフロア（職員室）

壁：塗装

天井：化粧石膏吸音ボード（1枚張り）

工事対応

給湯流し台（職員室）、白板、カーテン等

備品対応

机、椅子等

【特別支援学級等】

【難聴・言語障害通級指導学級】

配慮事項等

- ・低階層が望ましい。
- ・遮音性、吸音性に配慮する。
- ・発音等の練習のために鏡を設置する。

内装

床：ビニルシート（職員室以外）、ビニル
床タイル＋フリーアクセスフロア（職員室）

壁：塗装

天井：化粧石膏吸音ボード（1枚張り）

工事対応

給湯流し台（職員室）、鏡付き洗面台
（各学習室）、白板、カーテン等

備品対応

机、椅子等

【特別支援教室（すまいるルーム）】

配慮事項等

- ・嗅覚・聴覚・視覚等が敏感な児童・生徒に配慮し、給食室や特別教室から離すなど、配置を工夫する。

内装

床：ビニルシート（職員室以外）、ビニル
床タイル＋フリーアクセスフロア（職員室）

壁：塗装

天井：化粧石膏吸音ボード（1枚張り）

工事対応

給湯流し台（職員室）、白板、可動式
間仕切り、カーテン等

備品対応

机、椅子等

児童・生徒ゾーン

第2章 施設及び主要な室の水準

【個別支援室】

配慮事項等

- ・普通教室の近くに配置することが望ましい。
- ・小学校は低学年・高学年に原則各1室、中学校は進路指導室を兼ねて1室配置する。
- ・クールダウン室としても利用する。
- ・医療的ケア児の処置室としても利用する（要給湯対応）。

標準面積

小学校：16㎡、中学校：18㎡

内装

床：ビニルシート 壁：塗装
天井：化粧石膏吸音ボード（1枚張り）

工事対応

流し、カーテン等

備品対応

机、椅子等

【ほっとルーム】

配慮事項等

- ・普通教室と同等の仕様を基本とし、必要な設えについては、主に備品等にて対応とする。
- ・廊下側ガラス面にカーテンを設けるなど、児童生徒のプライバシーに配慮する。

標準面積

小学校：64㎡、中学校：72㎡

内装

床：フローリング 壁：塗装
天井：化粧石膏吸音ボード（1枚張り）

工事対応

児童・生徒用ロッカー、黒板、カーテン等

備品対応

机、椅子、モニター等

【児童・生徒会室】

標準面積

小学校：32㎡、中学校：36㎡

内装

床：ビニルシート 壁：塗装
天井：化粧石膏吸音ボード（1枚張り）

工事対応

白板、カーテン等

備品対応

机、椅子、棚等

【児童・生徒更衣室】

配慮事項等

- ・地域利用でも利用できる配置を検討する。

標準面積

小学校：32㎡、中学校：36㎡

内装

床：ビニルシート 壁：塗装
天井：化粧石膏吸音ボード（1枚張り）

工事対応

カーテン等

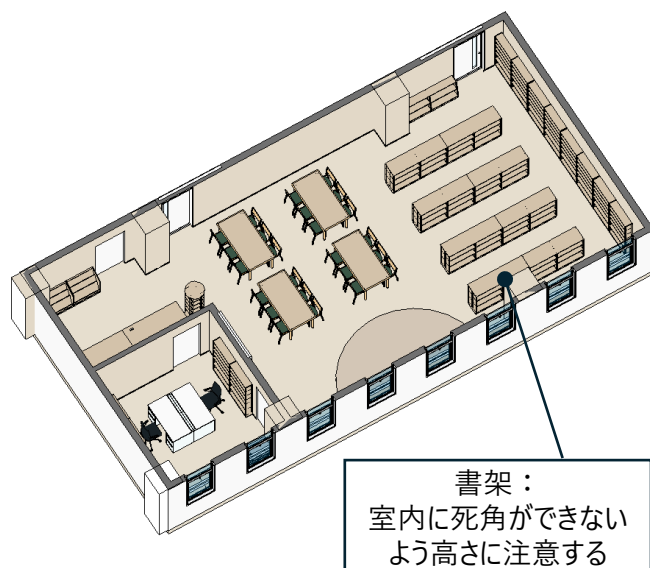
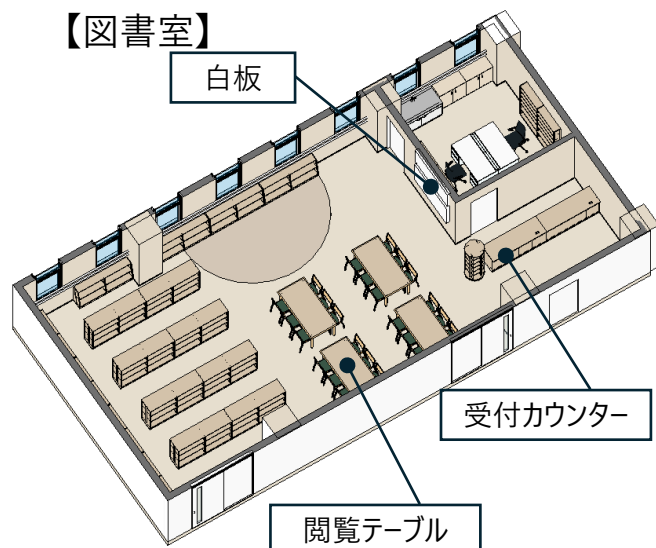
備品対応

ロッカー等

地域利用ゾーン

第2章 施設及び主要な室の水準

【図書室】



配慮事項等

- ・天井の高さや窓の大きさ、木質化など、普通教室とは異なる雰囲気で落ち着ける空間づくりを意識する。
- ・学校全体を交流でつなぎ、誰もが自分の居場所を見出せる学びの場とする。
- ・書架は室内に死角ができないように高さに注意する。
- ・新BOPや地域利用を考慮した配置とする。
- ・小学校は低学年用の図書スペースを作り、床に座れるスペースを設ける。
- ・自習用スタンド等のコンセントを考慮する。

標準面積

小学校：128㎡、中学校：144㎡

内装

床：フローリング 壁：塗装等

天井：化粧石膏吸音ボード（1枚張り）

工事対応

書架、白板、カーテン等

備品対応

机、椅子等

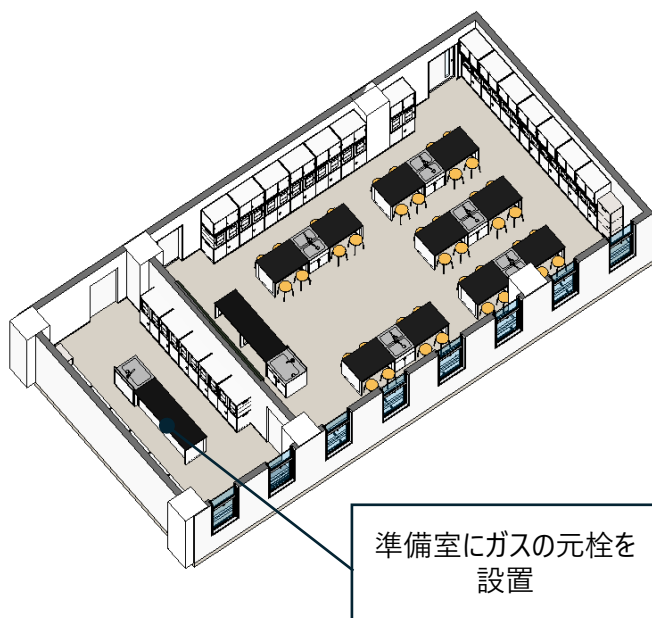
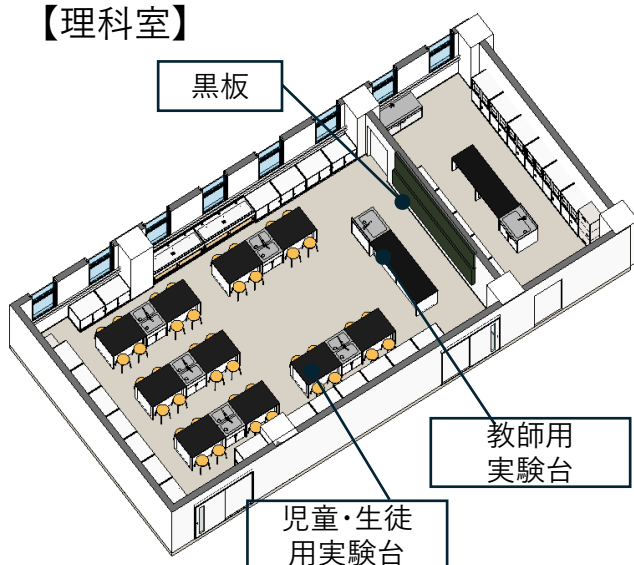


注：図はイメージであり、実際と異なる場合があります。

地域利用ゾーン

第2章 施設及び主要な室の水準

【理科室】



配慮事項等

- ・校庭側・廊下側ともに遮光カーテンを設置する。
- ・準備室にガスの元栓を設置する。
- ・新BOPや地域利用を考慮した配置とし、危険物等を収納する鍵付きの棚等を設置する。準備室との間の扉は鍵付きとする。
- ・第2理科室を設ける場合、準備室は第1理科室と共有する。

標準面積

小学校：128㎡、中学校：144㎡（216㎡）

内装

床：耐薬ビニールシート 壁：塗装
天井：化粧石膏吸音ボード（1枚張り）

工事対応

実験台、黒板、カーテン等

備品対応

椅子、薬品庫等



窓際から



準備室



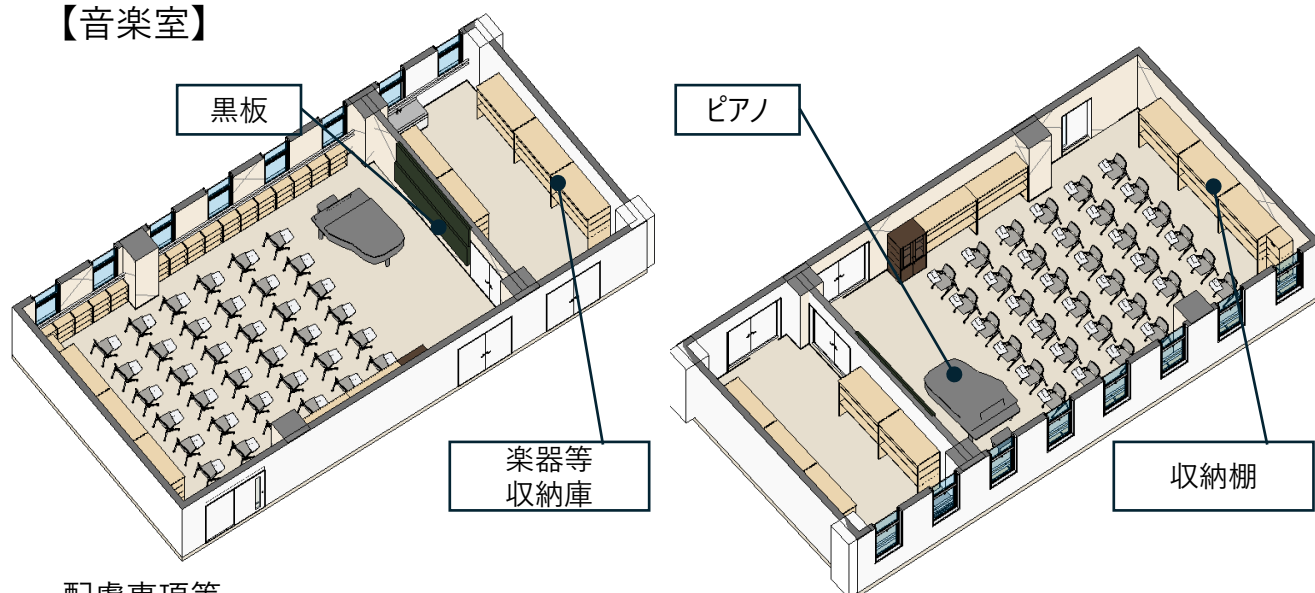
出入口から

注：図はイメージであり、実際と異なる場合があります。

地域利用ゾーン

第2章 施設及び主要な室の水準

【音楽室】



配慮事項等

- ・防音、遮音の対策を検討する。
- ・音響設備を設置する。
- ・楽器の搬出入に配慮した建具を検討する。
- ・新BOPや地域利用を考慮した配置とする。準備室との間の扉は鍵付きとする。

標準面積

小学校：128㎡（192㎡）、中学校：144㎡

内装

床：フローリング 壁：有孔ベニヤ等
天井：岩綿吸音板

工事対応

音響機器、黒板（五線入り）、カーテン等

備品対応

机、椅子、ピアノ、映像機器（DVD等）等

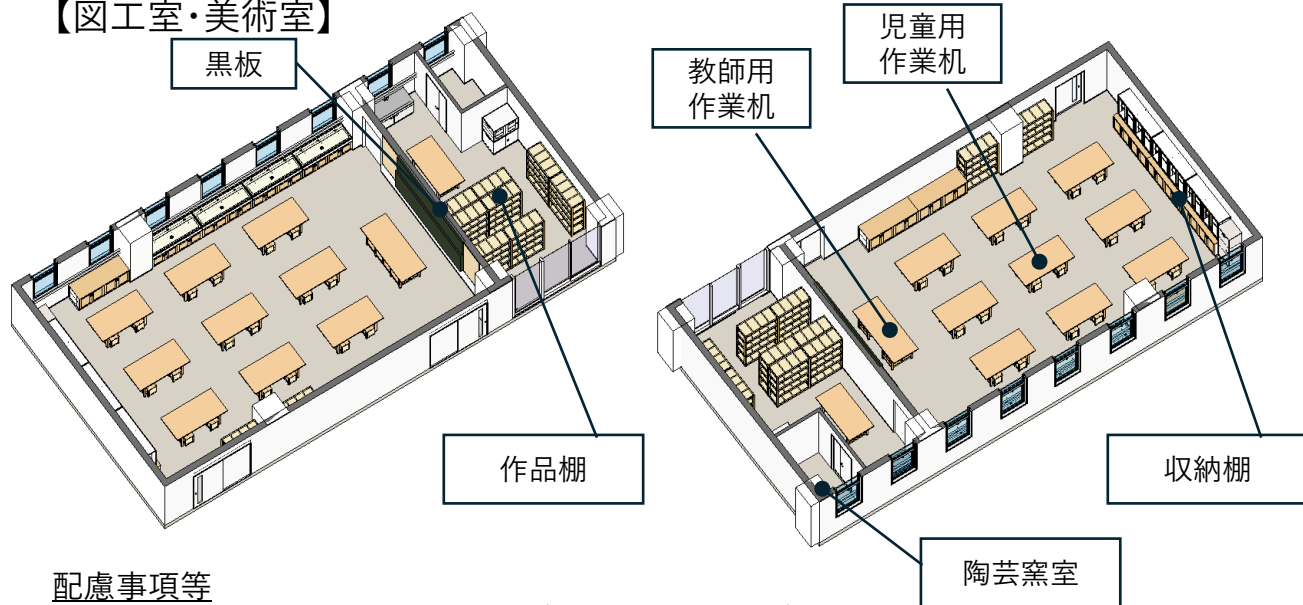


注：図はイメージであり、実際と異なる場合があります。

地域利用ゾーン

第2章 施設及び主要な室の水準

【図工室・美術室】



配慮事項等

- ・必要な場合は陶芸窯室を設置する（室容積に注意する）。
- ・新BOPや地域利用を考慮した配置とし、危険物等を収納する鍵付きの棚等を設置する。
準備室との間の扉は鍵付きとする。

標準面積

小学校：144㎡

内装

床：ビニルシート 壁：塗装
天井：化粧石膏吸音ボード（1枚張り）

工事対応

作品棚、糸鋸作業台、黒板、遮光カーテン等

備品対応

作業机、椅子等

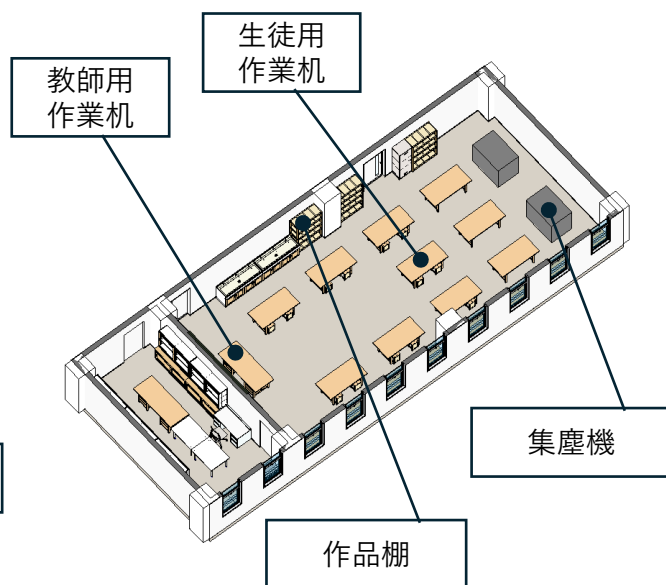
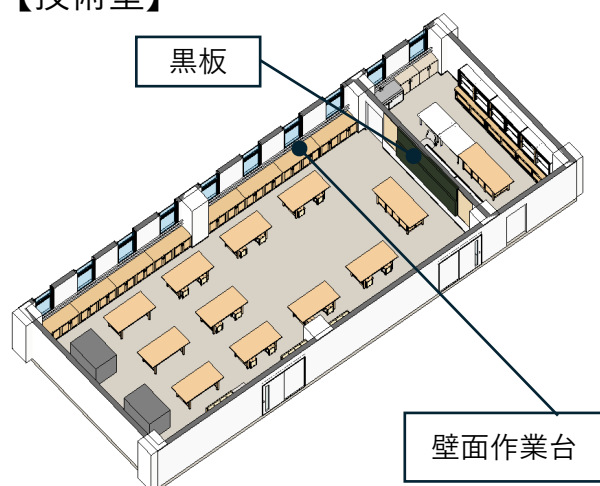


注：図はイメージであり、実際と異なる場合があります。

地域利用ゾーン

第2章 施設及び主要な室の水準

【技術室】



配慮事項等

- ・地域利用や、工作機械の騒音・振動等を考慮した配置とし、危険物等を収納する鍵付きの棚等を設置する。準備室との間の扉は鍵付きとする。

標準面積

中学校：180㎡

内装

床：ビニルシート 壁：塗装
天井：化粧石膏吸音ボード（1枚張り）

工事対応

作品棚、黒板、集塵機、カーテン等

備品対応

作業机、椅子等

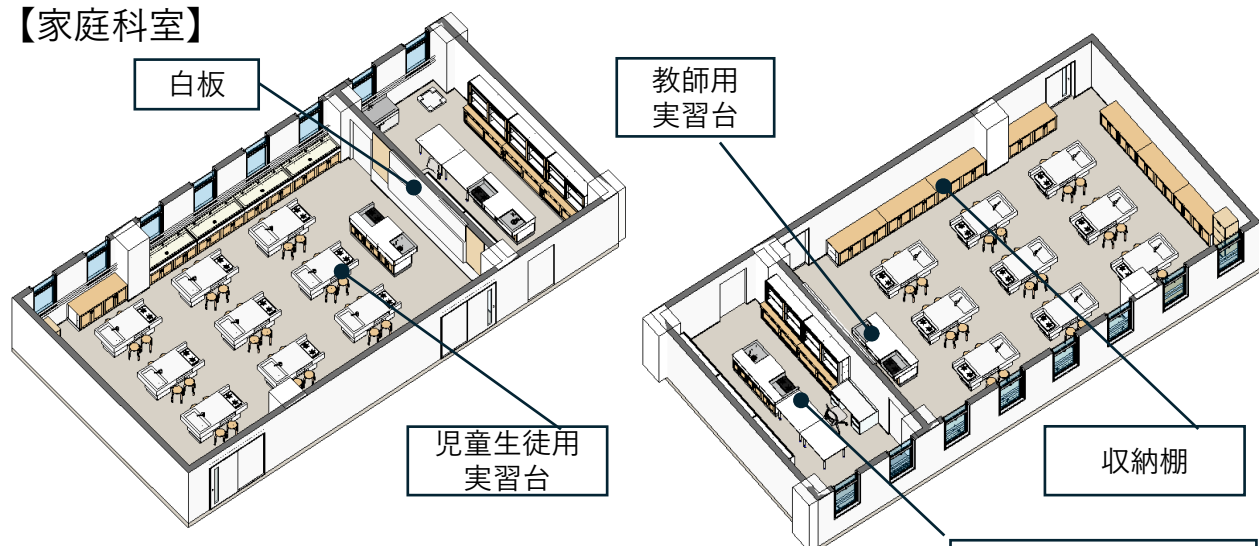


注：図はイメージであり、実際と異なる場合があります。

地域利用ゾーン

第2章 施設及び主要な室の水準

【家庭科室】



配慮事項等

・新BOPの利用や地域利用を考慮した配置とし、危険物等を収納する鍵付きの棚等を設置する。準備室との間の扉は鍵付きとする。

・多目的ルームと隣接させることが望ましい。

標準面積

小学校：128㎡、中学校：144㎡

内装

床：ビニルシート 壁：塗装
天井：化粧石膏吸音ボード（1枚張り）

工事対応

実習台（足が入る仕様）、収納棚、白板、カーテン等

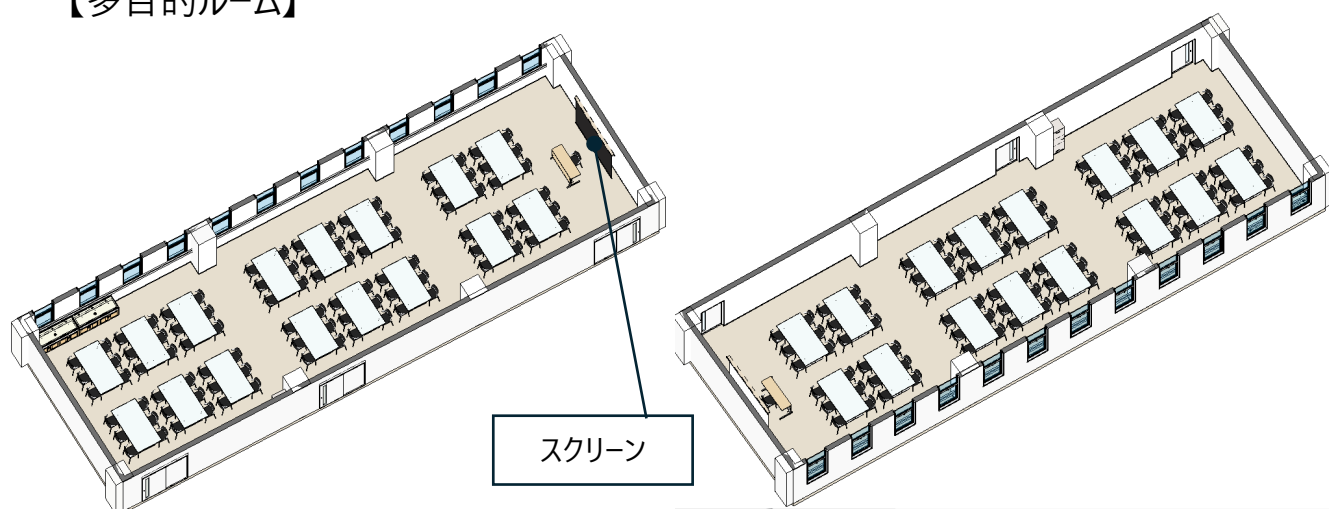
備品対応

椅子、洗濯機、冷蔵庫等



注：図はイメージであり、実際と異なる場合があります。

【多目的ルーム】



配慮事項等

- ・新BOPや地域利用を考慮した配置とする。
- ・地域利用（ダンス等）で鏡を設置する。鏡は普段は隠しておけるようにする。
- ・家庭科室と隣接させることが望ましい。
- ・和室を設置する場合は、多目的ルームの面積に含めるものとする（学校の特性により他室の面積を拡大する際は、多目的ルームで調整）。

標準面積

小学校：192㎡、中学校：216㎡

内装

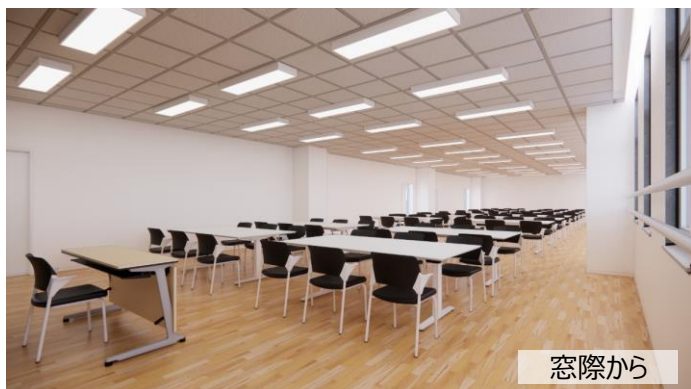
床：フローリング 壁：塗装等
天井：化粧石膏吸音ボード（1枚張り）

工事対応

スクリーン、音響機器、遮光カーテン等

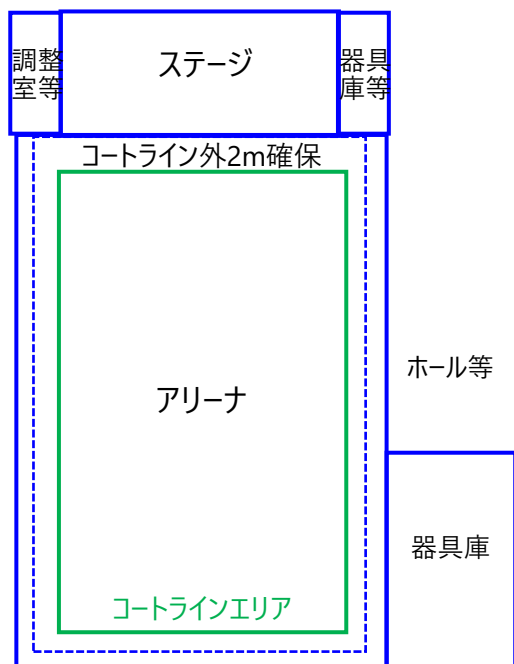
備品対応

机、椅子等



注：図はイメージであり、実際と異なる場合があります。

【体育館】

配慮事項等

- ・バスケットボール、バレーボール、バトミントン等の競技や練習ができる仕様とする。
- ・新BOPや地域利用を考慮した収納の確保と配置とする。
- ・天井高さ（梁下までの高さなど）は7m以上とする。
- ・電源自立型GHPによる空調設備を設置する。
- ・近くに手洗い・トイレ・多機能トイレを配置する。
- ・ステージ下に収納ラックを設置する。

標準面積

小学校：800㎡、中学校：1,000㎡

内装

床：フローリングまたは競技用ビニルシート
壁：有孔ベニヤ等 天井：なし

工事対応

紅白幕設置用フック、各種ポール、音響機器、カーテン等

備品対応

紅白幕等

【格技室】

配慮事項等

- ・剣道、柔道等の競技や練習ができる仕様とする。
- ・地域利用を考慮した配置とする。
- ・天井高さは4m程度とする。
- ・近くに手洗い・トイレを配置する。

標準面積

中学校：350㎡

内装

床：フローリングまたは競技用ビニルシート 壁：有孔ベニヤ等 天井：なし

工事対応

カーテン等

備品対応

畳等

【プール及び関係諸室】

配慮事項等

- ・自校利用校（拠点校）は屋外プール（25m原則6コース）とする。
- ・共同利用校は室内簡易温水プールとする。
- ・管理室、更衣室、トイレ、倉庫、機械室を計画する。
- ・近隣関係に注意した計画とする（騒音、視線等）
- ・プールサイドに庇を設ける。
- ・塗装の劣化による事故等がないよう配慮する。
- ・消防水利や避難所の雑用水として使用する計画とする。
- ・自動給水装置や塩素投入機の配置を工夫し、運搬や投入時の負担に配慮する。

< 室内簡易温水プールの場合 >

- ・採暖室を設ける。
- ・他校の児童生徒が利用するため、動線や下足箱等、配慮した計画とする。
- ・通年利用を想定しないため、倉庫には、プールを使わない期間の上部利用時に使用する人工芝マット等の保管スペースを見込む。
- ・将来的な一般利用を想定し、出入口や更衣室、シャワーブース等を設ける。

標準面積

小中共通：170㎡

内装（関係諸室）

床：防滑性ビニルシート

壁：塗装不要の材料とする

天井：塗装不要の材料とする

工事対応

コースロープ、音響機器等

備品対応

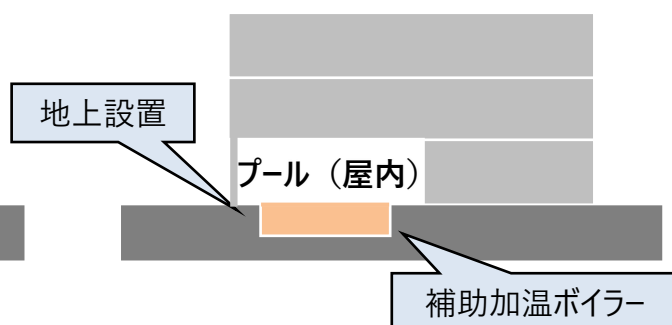
更衣ロッカー等

屋外プール（イメージ）



室内簡易温水プール（イメージ）

プールを室内に配置し、プール水を補助的に加温して夏季以外にも利用期間を拡大



【地域・学校会議室】

標準面積

小学校：32㎡、中学校：36㎡

内装

床：ビニルシート 壁：塗装 天井：化粧石膏吸音ボード（1枚張り）

工事対応

行事用白板、カーテン等

備品対応

机、椅子、収納棚等

【防災倉庫】

「避難所用防災倉庫整備に伴う設置基準」を参照。

※マンホールトイレについては、「避難所用マンホールトイレ整備に伴う設置基準」を参照。

配慮事項等

- ・外部より容易にアプローチでき、可能な限り車両が横付けできる位置とする。庇の設置により雨天時の搬入に配慮する。
- ・台車の利用に配慮した計画とする。
- ・校庭にして設置する場合は、砂が入らないよう配慮する。
- ・搬入口付近は、備蓄物品の出し入れに十分なスペースを確保する。
- ・直射日光、湿気に配慮する。
- ・備蓄品がなくなった場合に帰宅困難児童生徒用備蓄倉庫とシェアできるよう、備蓄倉庫の場所を表示したサインを設置する。

標準面積

小中共通：100㎡

内装

床：コンクリート又はモルタル金ゴテ 壁：コンクリート又はモルタル金ゴテ 天井：なし

備品対応

備蓄棚、除湿器等

【帰宅困難児童・生徒用備蓄倉庫】

配慮事項等

- ・直射日光、湿気に配慮する。
- ・備蓄品がなくなった場合に防災倉庫とシェアできるよう配慮する。

標準面積

小学校：16㎡、中学校：18㎡

内装

床：ビニルシート 壁：塗装 天井：なし

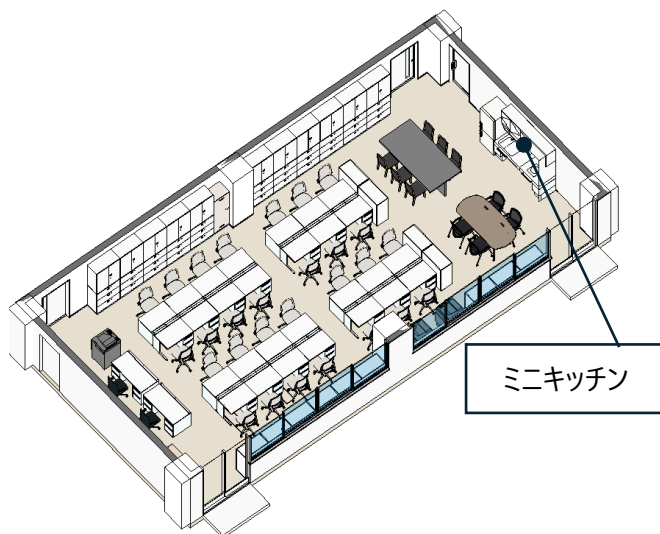
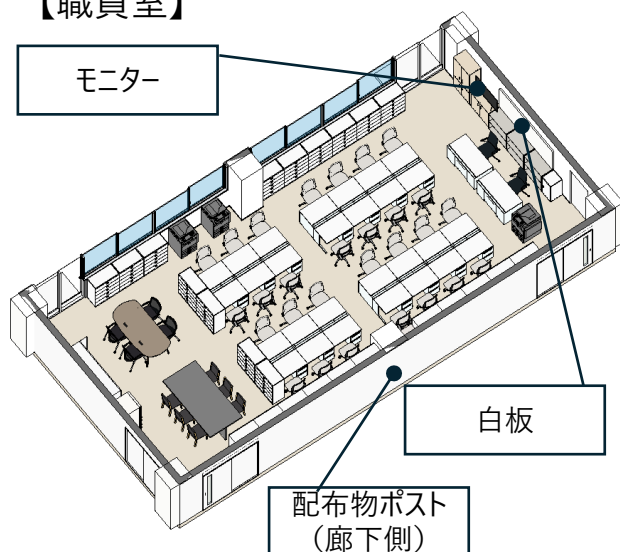
備品対応

備蓄棚等

職員ゾーン

第2章 施設及び主要な室の水準

【職員室】

配慮事項等

- ・校長室、事務室に近接して配置する。
- ・防犯上等の観点から校庭に面して配置する。
- ・掃除用具入れは管理諸室の集約化も検討する。
- ・個人情報等の重要資料が多いため、一部の収納は鍵付きとする。
- ・特別支援学級職員や各種支援人材に必要なスペースを確保する。

標準面積

職員数×3.7㎡

内装床：ビニル床タイル＋フリーアクセスフロア
(金庫の設置室要確認)

壁：塗装等

天井：化粧石膏吸音ボード(1枚張り)

工事対応白板、窓下・白板下収納、配布物ポスト、
キーボックス、カーテン等備品対応

机、椅子、キャビネット、金庫等



窓際から



出入口から

注：図はイメージであり、実際と異なる場合があります。

【校長室】

配慮事項等

- ・職員室、事務室に近接して配置する。
- ・防犯上等の観点から校庭に面して配置する。
- ・学校の歴史に関する資料を保管・展示できるスペースを確保する。（棚や歴代校長写真のピクチャレール等）。
- ・面談内容等により廊下側からの視線に配慮する（管理諸室全般）。

標準面積

小学校：32㎡、中学校：36㎡

内装

床：ビニル床タイル

壁：塗装等

天井：化粧石膏吸音ボード（1枚張り）

工事対応

白板、書架（形状や設置方法によっては備品対応）、カーテン等

備品対応

机、椅子等

【事務室】

配慮事項等

- ・職員室、校長室に近接して配置する。
- ・受付として来客用または児童・生徒用昇降口に隣接させる（主事室とのいずれか）。

標準面積

小学校：32㎡、中学校：36㎡

内装

床：ビニル床タイル＋フリーアクセスフロア

壁：塗装等

天井：化粧石膏吸音ボード（1枚張り）

工事対応

窓下収納、カーテン等

備品対応

机、椅子、キャビネット等

【主事室】

配慮事項等

- ・受付として来客用または児童・生徒用昇降口に隣接させる（事務室とのいずれか）。
- ・地域利用対応等の受付カウンターを設置する。
- ・屋外に面して配置する。
- ・洗濯機置場（パン）を確保する。
- ・更衣に配慮する（カーテン仕切り等）

標準面積

小学校：32㎡、中学校：36㎡

内装

床：ビニルシート 壁：塗装
天井：化粧石膏吸音ボード（1枚張り）

工事対応

窓下収納、白板、カーテン等

備品対応

机、椅子、収納棚等

【主事倉庫】

配慮事項等

- ・主事室に近接して配置する。
- ・屋外に出られる配置とする。

標準面積

小学校：32㎡、中学校：36㎡

内装

床：ビニルシート 壁：塗装
天井：なし

備品対応

物品棚等

職員ゾーン

第2章 施設及び主要な室の水準

【会議室】

標準面積

小学校：32㎡、中学校：36㎡

内装

床：ビニルシート

壁：塗装等

天井：化粧石膏吸音ボード（1枚張り）

工事対応

白板、カーテン等

備品対応

収納棚、机、椅子等

【印刷室】

配慮事項等

・職員室に近接して配置することが望ましい。

標準面積

小学校：32㎡、中学校：36㎡

内装

床：ビニルシート

壁：塗装等

天井：化粧石膏吸音ボード（1枚張り）

工事対応

カーテン等

備品対応

印刷機、裁断台、整理棚、作業机等

【放送室】

配慮事項等

- ・校庭に面して配置することが望ましい。
- ・隣室との配置によっては防音・遮音に配慮する。

標準面積

小学校：32㎡、中学校：36㎡

内装

床：ビニルシート 壁：有孔ベニヤ

天井：化粧石膏吸音ボード（1枚張り）

工事対応

放送卓、放送システム、カーテン等

備品対応

収納棚、パーテーション（放送卓との境等）、机、椅子等

【サーバー室】

配慮事項等

- ・教材室等と兼用することができるが、地域・学校会議室や地域利用諸室など、学校関係者以外が利用する部屋とは兼用できない。

標準面積

小学校：32㎡、中学校：36㎡

内装

床：ビニルシート 壁：塗装

天井：なし

備品対応

サーバー、充電保管庫等、

【倉庫・教材室】配慮事項等

- ・共通の教材や事務物品を保管できる部屋を管理諸室ブロックに配置する。
- ・投票所となっている場合の物品庫や、竣工図等を保管するスペースを確保する。

標準面積

適宜（（学級数+3）×10㎡程度）

内装

床：ビニルシート

壁：塗装等

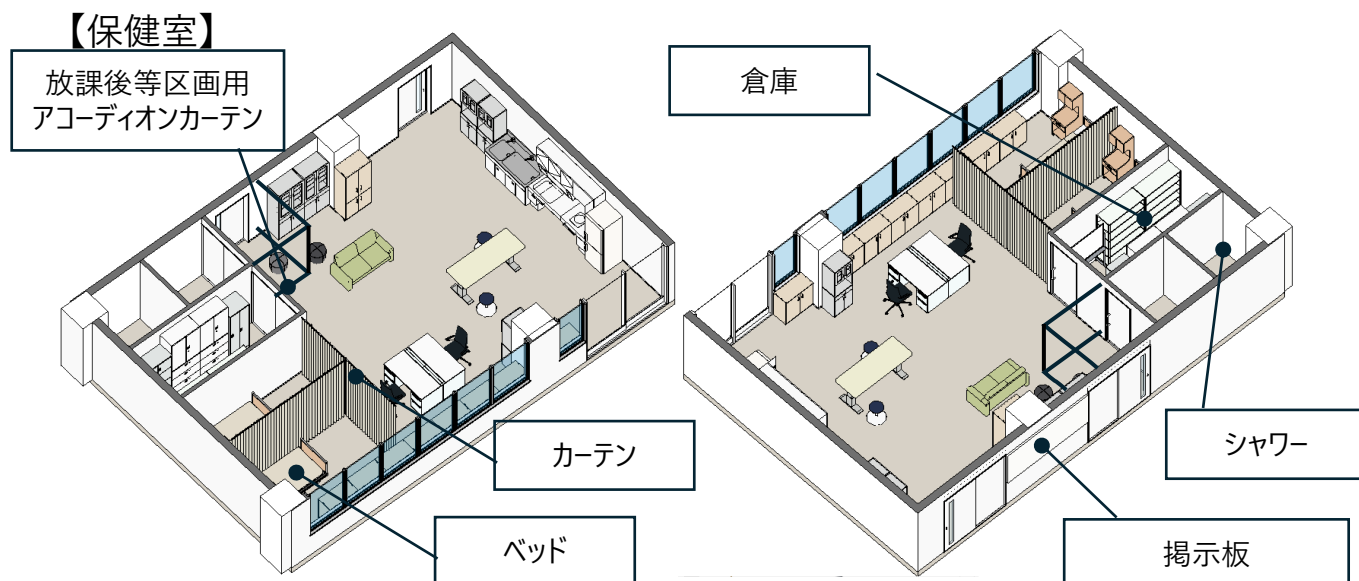
天井：なし

備品対応

収納棚等

職員ゾーン

第2章 施設及び主要な室の水準



配慮事項等

- ・校庭に面し、救急車・検診車が横付け可能な配置とする。
- ・放課後利用エリアをアコーディオンカーテン（鍵付き）等で区画できるようにする。
- ・医療的ケアに配慮する（処置スペース、ケアに必要な物品保管庫、看護師の待機場所等）。
- ・シャワー（腰洗い）を設置する。
- ・廊下側に掲示板（健康教育用）を設置する。
- ・健康診断の動線に配慮し、2箇所の入出口を設置する。
- ・校庭に地流しを設置する。

標準面積

小学校：96㎡、中学校：108㎡

内装

床：ビニルシート

壁：塗装等

天井：化粧石膏吸音ボード（1枚張り）

工事対応

鏡、窓下収納、掲示板、カーテン等

備品対応

机、椅子、薬品棚、収納棚、ベッド、担架収納ケース等



注：図はイメージであり、実際と異なる場合があります。

職員ゾーン

第2章 施設及び主要な室の水準

【教育相談室】（スクールカウンセラー室）

配慮事項等

- ・昇降口からの動線に配慮する。
- ・廊下側からの視線に配慮する。

標準面積

小学校：32㎡、中学校：36㎡

内装

床：ビニルシート

壁：塗装等

天井：化粧石膏吸音ボード（1枚張り）

工事対応

カーテン等

備品対応

収納棚、机、椅子等

【教職員休憩室】

配慮事項等

- ・管理諸室ブロックの一角に配置する。職員更衣室と一体の計画も可。搾乳等ができるスペースの配置を検討する。

標準面積

小学校：32㎡、中学校：36㎡

内装

床：ビニルシート

壁：塗装等

天井：化粧石膏吸音ボード（1枚張り）

工事対応

カーテン等

備品対応

ソファ等

【教職員更衣室】

配慮事項等

- ・管理諸室ブロックの一角に配置する。職員更衣室と一体の計画も可。
- ・男女比の大きな変動に対応できるよう配慮する。

標準面積

小学校：32㎡、中学校：36㎡

内装

床：ビニルシート 壁：塗装等

天井：化粧石膏吸音ボード（1枚張り）

備品対応

ロッカー等

【給食室】

配慮事項等

- ・給食室設計仕様書による。
- ・原則として、校舎1階に設置し、地下階の設置は避けること。
- ・上部に体育館・プール・水回りの設置は、避けることが望ましい。
- ・エレベータに近い場所に配置する。配膳動線上、トイレ・保健室・昇降口・展示ガラス棚前は通らないよう配慮する。
- ・長方形の形状を基本とし、縦横のアスペクトは1:2程度を限度とする（細くしすぎないこと）。

標準面積

小学校：

12学級以下	299人以下	250㎡
13～15学級	399人以下	280㎡
16～18学級	499人以下	300㎡
19～21学級	699人以下	350㎡
22～25学級	849人以下	400㎡
26～30学級	999人以下	450㎡
31学級以上	1000人以上	500㎡

中学校：

8学級以下	199人以下	250㎡
9～10学級	299人以下	280㎡
11～12学級	399人以下	300㎡
13～16学級	549人以下	350㎡
17～20学級	699人以下	400㎡
21学級以上	700人以上	450㎡

児童・生徒数と学級数が異なる場合は、学級数を優先する。

特別支援学校については、別途考慮する。

工事対応

厨房機器への給水・給湯・排水・ガスの接続、厨房機器への電源接続（二次接続含む）

備品対応

厨房機器（搬入・設置・耐震固定含む）

【配膳室（2階以上）】

配慮事項等

- ・エレベータに近い場所に配置する。配膳動線上、トイレ・昇降口・展示ガラス棚前は通らないよう配慮する。
- ・室温湿度を25℃80%以下に保つことが望ましいため、設置位置や階に合わせ、エアコンの設置を検討する。
- ・原則として窓を設けない。

標準面積

小学校：教室のある階ごとに14㎡＋（階最大教室数×1.2㎡）

中学校：教室のある階ごとに18㎡＋（階最大教室数×1.4㎡）

内装

床：厨房用防滑ビニルシート 巾木：床材立上げ（H=300mm）

壁：化粧ケイ酸カルシウム板 天井：化粧石膏吸音ボード（1枚張り）

工事対応

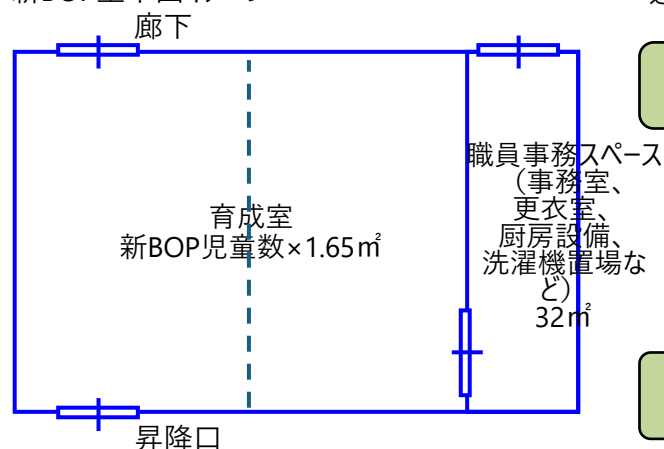
洗面器、ディスペンサー、ペーパーホルダー、コーナガード等

新BOPゾーン

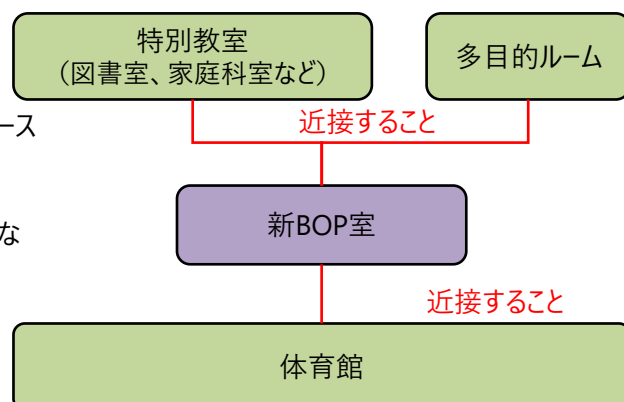
第2章 施設及び主要な室の水準

【新BOP室】

新BOP室平面イメージ



近接関係のイメージ



配慮事項等

- ・1階に配置し、校庭に面すること。
- ・放課後に新BOPが利用できるよう、特別教室（図書室、家庭科室など）、多目的ルーム、体育館と近接すること。
- ・児童の健康不良及び医療的ケア児に対応するため、保健室と近接することが望ましい。
- ・トイレ・手洗は学校と共用するため、近接（同じ階で隣接もしくは、直上階にありかつ階段に隣接）すること。
- ・クールダウン室として個別支援室等を利用する。
- ・新BOP用昇降口を設置する。スペースとしては学校や地域利用者と兼ねることも可だが、靴箱については新BOP専用に設ける。
- ・普通教室同様、学習タブレットが利用できるWi-fiを整備する。

標準面積

小学校：新BOP児童数×1.65㎡+32㎡

内装

床：育成室はフローリング、職員事務スペースはビニル床タイル+フリーアクセスフロア

壁：塗装等

天井：化粧石膏吸音ボード（1枚張り）

工事対応

下足入れ、ランドセル棚、白板、洗濯機パン等

備品対応

机、椅子、冷蔵庫（事務室）、洗濯機等